

平成 25 年 3 月 13 日 (水曜日)

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

(第 7 日目)

平成25年3月13日（水曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（14名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
12番	鈴木春光君	14番	三浦清人君
15番	西條栄福君	16番	後藤清喜君

---

欠席議員（1名）

11番 及川均君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤	秀一君
総務課長	佐藤	徳憲君
復興企画課長	三浦	清隆君
復興事業推進課長	及川	明君
復興事業推進課参事 兼用地対策室長	佐藤	孝志君
町民税務課長	阿部	俊光君
保健福祉課長	最知	明広君
環境対策課長	千葉	晴敏君
産業振興課長	佐藤	通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋	一清君
建設課長	三浦	孝君
危機管理課長	佐々木	三郎君
上下水道事業所長	三浦	源一郎君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤	広志君
総合支所町民福祉課長	菅原	みよし君
公立志津川病院事務長	横山	孝明君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤	知樹君
総務課主任幹 兼財政係長	佐藤	宏明君

#### 教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	芳賀	俊幸君
生涯学習課長	及川	庄弥君

#### 監査委員部局

代表監査委員	首藤	勝助君
事務局長	阿部	敏克君

#### 選挙管理委員会部局

書記長	佐藤	徳憲君
-----	----	-----

#### 農業委員会部局

## 事務局職員出席者

事務局長

阿部敏克

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

三浦勝美

## 議事日程 第7号

平成25年3月13日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第29号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

第 3 議案第30号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第4号）

第 4 議案第31号 平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第2号）

第 5 議案第32号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

第 6 議案第33号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第 7 議案第34号 平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算（第4号）

第 8 議案第35号 平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算（第4号）

第 9 議案第36号 平成25年度南三陸町一般会計予算

第10 議案第37号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計予算

第11 議案第38号 平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算

第12 議案第39号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計予算

第13 議案第40号 平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計予算

第14 議案第41号 平成25年度南三陸町市場事業特別会計予算

第15 議案第42号 平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算

第16 議案第43号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算

第17 議案第44号 平成25年度南三陸町水道事業会計予算

第18 議案第45号 平成25年度南三陸町病院事業会計予算

第19 議案第46号 平成25年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算

---

本日の会議に付した事件  
日程第1から日程第19まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

毎日、気温の差が激しいように感じます。議員の皆様、それから町長初め執行部の皆様、健康管理には十分留意されまして議会に臨んでいただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席議員、11番及川 均君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番佐藤宣明君、4番阿部 建君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 議案第29号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

○議長（後藤清喜君） 日程第2、議案第29号平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第29号平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入においては後期高齢者医療保険料について、また歳出においては広域連合納付金について、それぞれ減額するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） おはようございます。

それでは、細部説明を行います。

予算書の88ページ、89ページをお開きください。歳入歳出見開きで載ってございます。

88ページの歳入のほうですが、保険料が確定をしたということで、今回145万9,000円を減額をさせていただきまして、総額5,686万円とするものであります。5款の諸収入雑入として14万9,000円、これは過誤納の還付金でございます。この歳入の1款と5款を差し引きしますと、実質的な減額補正が131万円となります。この131万円同額をそっくり歳出で減額をさせていただきます。内容的には広域連合の納付金を131万そのまま減額をするということでございます。

以上、簡単ですが、細部説明といたしますので、よろしくご決定をいただきますようにお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 昨日、国保会計のところでも問題にしましたが、後期高齢者医療、これ広域なんですが、4月から一部負担金、これはどういうふうになりますか。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） ご案内のとおり、後期高齢者につきましては運営主体が宮城県一本ということで、仙台市長が連合長となりましてやっています。国保と違いまして宮城県一本ということでございますので、市町村ごとに判断を求められるものではございません。したがいまして、今回、広域連合といたしましては、国保の結果を待って広域連合として宮城県統一の判断をしたいということでございますので、きのう申し上げましたように、国保につきましてはおおむね7割ぐらいの市町村が4月以降の一部負担金の継続を実施できないというような方向が出ておりますので、恐らく後期高齢者医療につきましても同じような扱いになるものと思われます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 7割ぐらいというので、まだ決定していないところもありますよね。そうすると可能性としてはまだあるかなと私は希望を持っているんですけども、それは広域としてはいつ会議が開かれてなるのか、その辺ちょっとお聞かせ願います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 7割のうち3割が、きのう申し上げましたように検討中です。

どうするか迷っていますと。その検討中の市町村が一気に4月以降も継続しますというふうになるとは思えません。一番大きな仙台市が、もう財源の関係でできないと。仙台市だけで15億7,000万円もかかるわけですので、これは無理だということで、恐らく全ての市町村国保が4月以降の継続は実施できないということになりますので、それを受けた後期高齢の広域連合も速やかに判断をするものと思われます。

ただ、そのタイミングなんですけれども、3月31日までというものが決まっておりまますので、幾ら何でも今月中には広域連合でもご判断をしていただけるものと思いまますので、今月中というようなタイミングの捉え方でよろしいかと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 当町でも広域の議員がいるわけですから、ぜひ私たちの意を酌んでやってほしいなと思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） きのうの国保特別会計でも感じたわけでございますけれども、この3月に年度末の補正において、滞納繰越分が通常の年というかそういう時期に比較して、比較的多額の予算計上がなされておるというふうに感じておるところでございますが、何か特別な現象というか、そういうものがあるのかどうかお伺いします。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 一言で申し上げますと法に沿って淡々と滞納の徴収をしたということでございますが、数字的に若干お知らせをさせていただきますと、毎月例月出納検査でご報告はしているところなんですけれども、一般税で約8,000万円ぐらい徴収してございます。それから国保で既に1億を超えております。あと後期高齢と介護保険のほうで数百万単位と。合わせまして2億を超えるとしておるところでございます。

震災から2年ということで確かに被災者の支援、生活再建というような部分もあるんですけれども、納税の公平性に立って、沿岸市町村が同じような観点でやはり納めていただくものは納めていただこうというようなことでやっております。

女川町も実は同じようにやっておりまして、去年女川町は宮城県の徴収率の伸びの第1位を記録してございます。現在、当町でも、去年はああいう年でしたので非常に数字は悪かったんですけども、ことしは宮城県の上位を目指そうということで懸命に取り組んでいるというような結果がそういう滞納の徴収実績になっているんだろうというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 税の徵収につきましては、最近非常に厳しいというか、そういう感じもあるわけでございますけれども、その県の機構ございますよね。そこら辺で特に、例えば差し押さえとか、そういう滞納処分の強化をしたというふうな部分はないんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 震災前には高額難件事案につきまして滞納整理機構に案件を移管しまして対応してまいりましたんですけども、震災後はどちらかというと、もちろんうちのほうは職員も派遣をしてございませんので、自主的に滞納処分をしてまいりました。

滞納整理機構の考え方としましては、先ほど申し上げましたように、被災した地域であっても税の公平性に沿って淡々とやるというような宮城県一括した考え方でございます。ですから、滞納整理機構がこちらに入って特別な差し押さえをしたとか取り立てを強くしたとかということではなくて、本来の国税徵収法に沿った形での自主的な滞納整理を進めた結果ということでございます。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 町民生活におきましては、そういう震災に遭ったということで非常に経済的に厳しい状況にあるかというふうに思っておるところでございます。したがいまして、ただいま課長がおっしゃったように税の公平性、徵収の公平性という観点からは、当然そういう差異をもって扱うべきではないだろうと、基本的にはですね、そういうふうに思うわけでございますが、特に高額滞納者も中には相当おるというふうな話も聞いておりますので、今後ともその徵収につきましてはいわゆる丁寧にその滞納者に納税を、計画的な説得というか、そういうものをやりながら、地道に徵収に励んでいただきたいなというふうに思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第30号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（後藤清喜君） 日程第3、議案第30号平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第30号平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入においては今年度の交付決定に基づき国庫支出金及び支払基金交付金等について、また歳出においては決算見込みに基づき保険給付費及び地域支援事業費等について、それぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部についてご説明させていただきます。

ただいま町長申し上げましたとおり、今回の補正につきましては、国・県からの介護給付費の負担金、調整交付金等の額が確定をしたというふうなことの補正でございます。

それでは、97ページ、98ページをお開きください。まず、国庫負担金の介護給付費の負担金でございますが、これは定率の部分なんですが1,629万4,000円というようなことで減額をしております。

それから、中段でございます。国庫補助金の分、調整交付金として1,391万4,000円の増というようなこと、これは所得の減によりまして階層が下がったというようなこと、この前申し上げましたが6階層ありました。その分の階層が下がった分のいわゆる調整交付金として交付をされたというふうなことです。

それから、最下段になりますけれども、災害臨時特例補助金というふうなことで1,469万1,000円増額と。これにつきましては、いわゆるうちのほうのこの前ご説明いたしました5期というふうなことで、1年おくれております。4町、据え置きました。うちと、それから石巻、東松島、女川が据え置いておりますが、これが臨時特例補助金というふうなことで交付

をされております。

それから、98ページでございます。県負担金、これも同じように介護給付費の負担金として1,083万4,000円減額となっております。

次に、99ページをお開きください。繰越金の基金の繰入金の関係でございます。1,020万9,000円減額でございます。これにつきましては、先ほど言いました災害臨時特例補助金が交付されたことによりまして、5,000万円の取り崩しを見ておりましたが1,000万円ほど今回減額をさせていただいております。

次に、歳出でございます。

100ページ、中段に役務費といたしまして主治医の意見書作成料というふうなことで340万円ほど減になっております。これにつきましては、当町の場合は更新の分が特例延長というようになっておりまして、更新はそのまま自動更新というふうなことになっておりましたので、今回、その件数が減ったというふうなことでございます。

それから、下段になります。施設介護のサービス給付費767万7,000円減額をしております。これは、デイが被災して施設に流れるのではないかなどというふうな予測をしたんですが、その数が少なかったというふうなことで今回減額をさせていただいております。

それから、101ページをお開きください。上段の委託料の部分で、介護予防教室の委託料で90万減額をしております。これにつきましては、今回は介護予防教室、約125回、延べ1,500人ほどの参加を得てもうやつておりますが、これにつきましては大学との共催で行った部分がありまして、そちらのほうから予算の補填がありましたので、そちらで補填をさせていただいて、今回減額というふうなことになっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 国保、それから後期高齢者と同じように、介護保険も利用料の窓口負担、それ一部負担、軽減がされていたわけですが、4月からどのようになるのか、その辺を伺います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 介護サービスの利用者一部負担金の減免が3月までというふうなことで今までやっておりましたが、ルール的には同じでございまして、10分の8の補填があつて10分の2をというようなことでございました。これにつきましては、やはり国保と同

じようになかなか4月以降継続するのは難しいというような、今のところ判断をしております。もちろん県内の市町村につきましては、国保と同じような足並みをそろえているというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） それから、101ページの基金積立金なんですが、これはここを見ますと2万5,000円だけだと。これでよろしいんですか。間違いないでしょうか。全体の、これだけの基金積み立てでしょうか。その辺、もう一度お願いしたいと思います。

それから、今、利用者の4月からの減免はできないというような答弁でしたけれども、これ、介護保険料も上がったことですし、やっぱり利用料を町の独自の減免というか利用負担軽減というか、そういうものをやるべきではないかと私は思いますので、その辺考えているのかどうか、その辺お聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、1点目でございますが、これは利子の積み立てというふうなことでございますので、あくまで利子分というふうなことでございます。

2点目の利用者負担の減免でございますが、先日も介護保険のほうでちょっと説明をさせていただきましたが、基金を取り崩して何とか運用しているというふうな今の現況がございます。ちなみに一部負担金の減免の分でどの程度なのかというふうなことを申しますと、半年で約8,000万かかります、その分をあれしますと。今のところ、基金が大体、今回4,000万というふうなことで24年度に基金の取り崩しを見ているんですが、残りが1億1,000万ぐらいですかね。さらに4,000万あれしますから、24年度末で7,000万円ぐらいになります。そうしますと、その8,000万分はどこからも出てこないというのが現状でございますので、なかなか一部負担は難しいというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 一部負担はなかなか難しいというお話をされたけれども、これはやっぱりきのう私提案しましたように1割の方向でもいいんじゃないかと思ったりして、そういう検討したのかどうかということをちょっとお聞きしたいんですが、町独自の軽減策というようなのはやっぱり必要だと思うんです、私。特にこの介護保険については必要だと思いますので、その辺ぜひ検討してほしいなと思うんですが、これは担当課長だけじゃなくて町長の意見かな、町長ひとつ考え方を述べてください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然、今、課長もお話ししましたように、この特別会計の健全経営ということを念頭に置く必要があるというふうに考えてございますので、その辺ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 最初に確認をしたいんですけども、きのうの国保の関係で、県のほうで、市町村が独自で負担を出す町はどれくらいあるかという調査というか、意向を聞かれてるわけですよね。その際、町は10分の2の負担を検討するのか、あるいは10分の1を検討するのか、その辺の意向調査といいますか、町の意向調査、県の考え方はあくまでも10分の2を町で負担するという調査になっているのかどうなのか。何か今10分の1とか何かという話が出ているから、その確認なんですが、あくまでも10分の2を町で負担できますかという調査なのかどうかね。

それから、例えば町が10分の2を負担するということになった場合において、この介護保険料で負担しなきやならないというときに、額的に幾らぐらいになるのか。町が介護保険を対象としたものを負担しますよとなった場合に、どれくらいの金額になるのか。今わからなければいいですけれども、わかるのであればお話しいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 1点目の10分の8、10分の2の部分につきましてですが、現在宮城県で調査をしているのは、県が今まで、今現在10分の2を負担しているんだけれども、4月以降は宮城県は負担できないから市町村で負担をしてくださいと。それで、負担をできるのであれば、4月以降も継続をして構いませんと。それから、10分の8については引き続き国が面倒を見ますと。そういう材料の中でできるのであれば、4月以降できる市町村は何町ありますかという調査でございます。それで、できないという回答をしているのが七、八割の市町村、今もって検討中ですというところが二、三割の市町村がありますというような内容です。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） いわゆる利用者の一部負担金の減免分の財源措置というふうなことでございますが、今のところ予測されるのが、先ほど申しました約8,000万円ほどになります。もし10分の2を町が補填したとして8,000万程度になるだろうと予測しております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 介護保険での負担分ということで10分の2だと8,000万と。国保だと

5,000万ぐらいと言っていましたよね、きのうたしか。年間5,000万。あれ10分の1……（「1億です」の声あり）1億。ああそうか、10分の1で5,000万で、10分の2だと1億ということですね。はい、わかりました。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 1カ所だけ教えてください。100ページ、2款1項の介護サービス等諸費ということで、施設介護サービス給付金が767万7,000円ですか、減額なったんですが、この人数というのは基本的には24年度分の介護サービスを受ける方の給付金が減額なったという意味だと思うんですけれども、何人分を想定して何人が減ったのか、この辺教えてください。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今ちょっと数字的なものについては手元に持ち合わせていませんので、後でお知らせをしたいと思います。

ただ、傾向といたしましては、昨年度の場合ほとんどデイサービスとかが被災をいたしましたよね。それでそちらが使えないでの、施設に移るのではないかというようなことの予測をして、少し多目にとったというようなことでございます。それが思った以上そちらに流れなかつたというようなことの減額というようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 何人が流れるかわからないので多目にとったということなんですが、これは多目にとったんじゃなくて、介護サービスを受ける方が町外に出たというような意味合いで私はとっているんですけれども、その辺、事務局として課長どんなふうに分析をしていくか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） これにつきましては、施設介護サービス給付費というような形でございます。ですから、例えば特養とかそういった部分が該当するんですが、実際には町外のそちらの施設に入りましたも住所地特例、居住地特例というのがございまして、南三陸町からそちらに移ってもうちのほうにその分の請求は来るというようなことになりますから、基本的には町外であろうと町内であろうとこちらのほうに請求は来るというふうなことでございます。ですから、基本的には、思ったより流れなかつたというようなのが正解だと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） わかりました。地元で暮らしていても町外に出ても、こういった介護サービス給付、この辺は介護給付を求めている町民にとって必要な部分で、この分がやっぱり給付されないとなかなか生活的にも大変だと思いますので、この辺は今後も手厚く支援のほどお願いします。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第31号 平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第31号平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第31号平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、決算見込みに基づき使用料及び手数料を減額するとともに、歳入不足を補填するため一般会計繰入金の増額を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部について説明させていただきます。

111ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、居宅介護の支援手数料、これを64万3,000円減額をさせていただきます。これにつきましては、ケアマネが2人というようなことで、うちのほうでも実際民間でできるものは民間にお流しをしましょうというようなことで、なるべく件数をとらないようなそういう形にしておりますので、今回その分を減額するというふうなことでございます。それに伴いまして、一般会計の繰入金として50万9,000円を増額というようなことでございます。

次に、歳出でございますが、下段にございますとおり、使用料及び賃借料というようなことでコピー使用料を8万4,000円減額しております。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第32号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第32号平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第32号平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入においては国庫支出金、財産収入及び繰入金について、また、歳出においては漁業集落排水事業費及び災害復旧費について、それぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、細部について説明させていただきます。

予算書の121ページ、122ページをお開き願います。

まず、歳入の国庫補助金の867万5,000円の減額でございますが、これは工事費の確定によるものでございます。

次に、歳出でございますが、1目の漁業集落排水施設管理費の15節工事請負費160万円の減額につきましては、波伝谷地区で1軒残っております家屋の漁集の切りかえ工事ということで、これが復旧方法がまだ定まっていないということから今回減額としたものでございます。新年度に予算計上したいところだったんですが、それがまだちょっと決定していませんので、補正予算で対応したいと考えております。2項の災害復旧費のほうですが、15節工事請負費967万円に関しましては、工事費の確定による減額でございます。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第33号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第3号)

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第33号平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第33号平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入においては財産収入及び繰入金について、また、歳出においては下水道総務費及び下水道事業費について、それぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、細部について説明させていただきます。

130ページ、131ページをお開き願います。ここに記載しておりますが、ほとんど整理予算でございまして、額の確定による過不足分を補正計上したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 下水道ということで、その辺でちょっとお聞きしたいのですが、公共下水道に関しては西地区の整備が、八幡川ですかね、その西地区の整備が終わり、東地区ということで、地区ごとに今後という途中での今回の震災がありました。西地区の公共下水道の関係の埋設されている下水道の配管、その辺は今後どうやっていくんでしょうか。処理的な面とか。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 効果促進事業で道路とか公園とかの整備にあわせまして、その中で撤去するか、それから埋め殺しにするかというふうな方法で対応したいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 西地区に当たっては中瀬町地区で何軒か残った部分がありまして、そこでもってやっぱり下水道を流していると。そしてその流した下水道が一部で汚泥となって残っている分を凝固剤で固める、そういう方法が被災後とられたと私は聞いています。そし

て、女川に至っては下水道の処理関係に関しては国のほうとしても予算が認められたというような話を聞いています。我が町ではどんな方向で、今、所長が説明したんですが、もうちょっと詳しく、その辺お願いします。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 現在、整備されていないような状態な物ですから、今の管渠はそのままの状態であります。それで、ほとんどが海水が入ってつるつるのような状態でありますから、全て埋め殺しする、あるいは撤去するというふうなことは場所的にはちょっと難しい部分もありますけれども、基幹事業が決まり次第、それにあわせて効果促進事業で埋め殺しなりするような方法で対応したいというふうに考えております。まだ効果促進事業そのものがやれるような状態ではございませんので、それが決まり次第、撤去するなりしたいというふうに考えております。（「国の補助」の声あり）国の補助は10分の8だと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 国の補助でその辺の処理をすると言いましたが、記念公園地区に当たって、今後そこにいろんな来町者とか来ると思うんです。そして、その地盤がどういった状況になるかということに関しては、やっぱり危険性とか、あとあらゆる状況を考えると、陥没とか、そういういろいろな今後想定もできないことが発生すると思うんです。そういう中で、やっぱり女川地区に関しては全部掘り返すとか、あとコンクリートを流すとか、そういう形で下水道の管を危険のないように今後問題が起こらないようにということで進めていると報道か何かで聞きましたが、南三陸町にとってはその辺がちょっと余りにも余裕というかできないというか、その辺がちょっと余りにも、心配りというか、その辺が行政としては足りないと思うのですが、今後もその方向的には今所長が話したような方向で、予算がつき次第その場所の状況を確認してこの予算を使って下水道の配管の処理をしていく、この方向、それは大体いつごろをめどにそういった方向に動くような状況なんでしょうか。最後にそれだけ教えてください。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それは、町道、国道、それから公園整備、そういうふうなものの整備にあわせてしかできません。ですから、それが確定次第、あわせて整備するというふうな格好になります。時期的なものは明言できません。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第34号 平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第34号平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第34号平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、収益的収支において給水装置設置費補助金の交付実績等に基づき収入支出それぞれについて減額するとともに、資本的収支においては工事等の実績に合わせ建設改良費補助金などをそれぞれ減額補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、細部について説明いたします。

138ページ、139ページをお開き願います。

収益的収入及び支出、3条予算でございますが、収入におきまして一般会計補助金9,397万円の減額をしておりますが、これは町単独による給水管等の布設工事費の補助金1億円の減額と、派遣職員の入件費分603万円、これは増額というふうなことで、これを差し引きしますと9,397万円というふうなことになります。

次に、支出でございますが、配水給水費の委託料756万6,000円、これにつきましては、水道

の漏水の修繕工事が主としてふえたということで増額となっております。5の資産減耗費でございます。241万3,000円の増となっておりますが、ここに記載しておりますとおり、たな卸資産の減耗費341万3,000円、これは津波で流された資材ですね、前保管していた資材が消耗したもので、これを計上したものでございます。2の営業外費用の支払利息等でございますが、借入金利息473万6,000円の減、これは額の確定によるものでございます。3の雑支出1億円の減につきましては、給水装置工事費の補助金1億5,000万円に対しまして1億減額しましたということでございます。

次に、資本的収入及び支出、4条予算でございますが、収入の企業債900万円の減と。これは借り入れしないために減額となったものでございます。工事負担金の250万円の減につきましては、これは消火栓の工事費を当初予定していたわけですけれども、やらないということでこの分を減額したるものでございます。4の補助金、国庫補助金の5,671万6,000円の減額につきましては、当初工事費1億円の80%で計上していたものですが、補助対象の工事費、レンタル管とか受電盤のリース料でございますけれども、これが約2,600万円ほどで、これの89.7%ということで5,600万円ほど減額ということになっております。一般会計補助金の2,037万1,000円につきましては、単独分の設計委託費3,000万円の55%と補助残分の工事費の55%、合わせまして2,000万ほどの追加というふうになっております。

次に、支出でございますが、建設改良費の工事請負費につきましては、当初1億ということで計上していたわけですけれども、実際は2,800万円ほどしかできなかつたということでございますが、これも上段の補助対象のレンタル管とか受電盤のリース料が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。ございませんか。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 私は水にかけてずっと言つてきているものだから、特にこの水道事業については、関心はあるんだけれども、なかなか理解ができない部分があるんですけども、例えば139ページ、支出の分で水道施設建設費1億3,100万ばかり計上されてあるわけなんですが、この施設建設費というのはどこに使用されたものであるか。どこを建設したものか、ちょっとその辺詳しく教えていただきたいなと。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） それでは、ご説明いたします。

先ほども申しましたように、1つは災害復旧、応急仮設のレンタル管とか、それから受電盤の工事とか、そのレンタル料と、それから小森の中継ポンプ場の工事費、それから、あとは委託料でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 大半がレンタル料に使っているようなご説明でございますけれども、今後の問題にもかかわってくるんだけれども、小森の中継ポンプというのはどこへ送水というか、そういうものに使う中継ポンプになっているんですか。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 小森の中継ポンプ場は入谷全域でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 入谷が中心に、秋目川ももちろんあれから揚がるから秋目川も対象にはなるんだと思うんですけども、私は、この水道の水源地のことについては危険分散というような形を言ってきたわけなんですよ。それと申しますのは、これから結局水源の確保あるいは配管、送水管、埋設というかつくっていくんだと思うんだけれども、そういうときに、非常に送水する、つまり何メートルという高いところに送るわけですから、この機械設備の金額というものは容易な話じゃないと思うんですよ。私、素人考えだけれどもね。そういうことからすると、やっぱり分散型の水源地の確保、例えば入谷地域にこいつを揚げるんだったらば、入谷に水源地をつくっておいたほうが経費の節減だけでなくして、安全・安心、しかも水質確保からして、確実性のあるものが入谷には豊富なんですよ。被災したときにどこから水を志津川町の人たちにあげたかということなんですよ。そういうところにやはり水源を確保しておく必要性があるんじゃないかなと、そんな思いで、この水に関してはずっと今議会だけならず、被災後言ってきているわけでございますから、ぜひそういうことも視野に入れながら、十分検討された水源確保等々が必要であると。それはポンプ中継をして揚げるよりも経費の節減にもなるだろうし、安全供給ができるような水源ができるのではないかなど、そういうふうに思いますので、ぜひこの辺を検討して、今後の施設対応に臨んでいただきたいなど、そういうふうにお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 入谷に水源を求めようとして何度も調査いたしました。それでも水源に適する場所は一件もなかったわけでございます。そして、仮に入谷に水源を求めましても、必ず高いところに揚げなくちゃならないということで、施設は同じようにか

かりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） まず、発想の転換ということを私は時々言ってきてているんだけれども、水は高いところから低いところに流れるんですよ。今回のようにライフラインが一瞬にして全てが寸断されたときに、どういう水源地があったならば一部分でも救われただろうし、高いところから電気がなくとも流れてきたでしょう。給水してきたでしょう。恐らく避難していた中学校、志津川の中学校でも小学校でも、送られたかもしれません。そういう発想をしていかないと、また津波来るかもしれないんだから。スマトラを見てみなさい。スマトラの映像を見て、この前、釜石の子供たちが見たということをお知らせしたんですけども、スマトラでは続けて来てるんですよ、ああいう大きな。だから、四国あるいは関西方面に南海トラフですか、そういうものよりも先にまた宮城県沖地震が来れば、そういうことが想定された場合に、やはり今後は百年の計に立って、ぜひ分散型のですよ、水が供給できる水源量がないというふうに言われますけれども、どこをはかつてそういうふうにしたか。水が切れることなく川を流れているんですよ。つまり津波のいわれだかなんだかわからないけれども、残谷という一番水源地を、つまり動作から揚げた一番高い残谷の水源、あれは何て言うんだ、貯水槽と言うのかな、中継槽と言うんだか、そういうところに水源があるじゃないですか。それはつくればできますよ。あの水源槽をつくるような考え方でやれば、完璧つくれますから。私はそこをもう案内しておりますから。この辺につくったらしいんじやないかと。ここ の水は小森の水が渴水しても切れたことがないですからね。そういうところをやはり考えるべきですよ。水のことですからね。電気がもし切れたならば、また二の舞、三の舞を繰り返すんですよ。電気が切れたら。そういうことも十分視野に入れながらですね。

だって、何回も繰り返すけれども、被災地に送ったのは入谷の水なんですよ。入谷の水。自衛隊がくんでくるまでは。自衛隊が給水してくる、あるいは隣の市町村が給水車で持ってきて避難地に送った、それまでの期間は入谷の水とかつのぐちの水とか、だから水源地をもつと浸水地域でなく上に上げると、こういうことを言っているんですから。それが危険分散という形で確保できるんじゃないかなと。水源確保はそういうことにして、ぜひこれは検討課題として100年先、いや10年先を見据えた水源地確保をやっていただきたいなど、そんなふうにお願いしたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者のお話に続くかと思いますが、現在はその地域地域の人口等々を考

えながらの設備ということになっておるわけですけれども、今後予測される、津波もそうでありますけれども、原子力災害、女川原発の有事の際の避難、圏内30キロ、前にもお話ししましたが、そうしますとその30キロ圏内の方々が避難をしなきやならない。町外、県外、まだどこに避難をしていいのか、町のほうとしても全く検討のけの字もやっていない状況。そうしますと、やはり近場の町内ということになるわけですね。そうしますと、30キロ圏内に今現在住んでいる方々、これから住むであろう人口というと、約3,000人の方々がいるわけです。その方々が町内に分散するというと、やはり入谷地区が一番多くなるのかなど。高台でもありますしね。津波の心配のないところと。だから、そういうこともよく考えた上で、この水源地とか水道の設備をする上で検討していかなければならないんじゃないかなというふうに思うんですね。

12番さんの発言はすばらしい発言だと思って聞いていますよ。皆さんには、我々の言った話、皆さんの考え方、それはギャップあるのは当然ですけれども、これは水道だけじゃないんですね。自分たちの考えが正しいんだと。我々の考えは、まあ正しくないとは言っていないんですが、自分たちの考えだけを押し通そうということが何か見えてきているんですね。そして、やってもだめだったとか水源がないとかという、やらない理由づけだけを考えているような感じがするんですね。もっと真摯に受けとめて、我々の発言もね。将来的なことを考えた上で我々も発言しているわけですから。今言ったように、あしたに原子力の災害起きた場合、どうなるんですか。戸倉地区とか林地区とか大久保地区ですか。3,000人以上の方々だと思うんですが、やはりそういった近場、町外の安心なところに逃げるわけですから、避難するわけですから。それが1週間、10日で帰れるということはないんですよ。この原子力災害の場合ね。皆さんも毎日テレビ見ていてわかっているでしょう。いまだに帰れない。この間の東日本大震災、福島原発のあの規模で現状ですからね。これがチェルノブイリですか、あのようになった場合、何年になるかわからないんですよ。だから、そういうこともよく考えてこの計画というものを進めていただきたいと。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第8 議案第35号 平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第35号平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第35号平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、収益的収入並びに資本的収入及び支出とともに、事業費の確定に伴う整理を行うものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、補正予算書の145ページ、146ページをお開きいただきたいと思います。

まず1つは、収益的会計でございます。これは、収入だけの補正に今回なっております。

1つは、県補助金として2,000万の繰り入れと。これは今まで医師が不足している、2カ所でやって不足していることもありますし、全国の医学部長病院長会議というところから医師の派遣を受けておりました。そういう医師が、被災によって2カ所でやっているので、その分の支援ということで県にお願いしていましたら、今回、地域医療再生補助金ということで、県外から来ている医者の分についての2分の1を補助しましょうということで、今回これが

県のほうの補助金として入ってくる予定でございます。

それから、もう一つは、他会計補助金としまして297万と。これは国庫調整交付金の関係で、救急医療の関係の補助金でございます。これは土日の、これも医師の関係の分を補助してくれるということで、この収入について今回補正するものです。

それから、146ページの資本的会計につきましては、一応支出のほうからいきますと、支出のほうで有形固定資産購入費、これは機械関係の購入、それから施設整備費ということで、これは衛星電話とかエアコンの不足分の設置した工事費の確定によりましてこちらのほうの会計を整理するものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 議案第36号 平成25年度南三陸町一般会計予算

日程第10 議案第37号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計予算

日程第11 議案第38号 平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算

日程第12 議案第39号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計予算

日程第13 議案第40号 平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計予算

日程第14 議案第41号 平成25年度南三陸町市場事業特別会計予算

日程第15 議案第42号 平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算

日程第16 議案第43号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算

日程第17 議案第44号 平成25年度南三陸町水道事業会計予算

日程第18 議案第45号 平成25年度南三陸町病院事業会計予算

日程第19 議案第46号 平成25年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予

## 算

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。

日程第9、議案第36号平成25年度南三陸町一般会計予算から日程第19、議案第46号平成25年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算まで、以上、本11案は関連がありますので一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本11案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本11案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） ここで休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時46分 休憩

---

午後 1時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、ご提案をいたしました平成25年度各種会計予算のご審議をお願いするに当たりまして、町政運営の一端を申し上げ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

平成23年3月11日に発生をいたしました東日本大震災より、早いもので2度目の春を 맞えます。昨年は復興元年の位置づけのもと、壊滅的な被害からの復旧・復興に全町挙げて取り組んでまいりました。我々の先人が幾多の大津波により甚大な被害を受けながらも不撓不屈の精神でこれらの苦難を乗り越え町を再建してきたように、私たちもこれまでの取り組みにより沿岸部を席巻していた瓦礫の処理を進め、震災後の無残な姿からの脱却は順調に進んでおり、基幹産業である水産業につきましても、漁業者の懸命な努力もあって一定程度の水揚げを確保できる水準に回復をしつつあります。

この間、国にあっては、民主党を中心とした政権から自由民主党と公明党による連立政権へと政権交代し、新たに発足した安倍内閣においては、安倍首相みずから、閣僚全員が復興大

臣だという意識を共有しあらゆる政策を総動員すると表明しており、復興予算を盛り込んだ大型の補正予算も可決成立するなど、復興に向けた一層のスピード化が期待されるところであります。

また、宮城県におきましても、県管理の河川や道路、防潮堤等、具体的事業への着手が始まっています。

町といたしましても、町事業も含め県と緊密に連携し一体的な展開を図ることによりまして、効率的かつ迅速に復興事業全体を推進しながら、国に対しましても今後とも被災地の現状をしっかりと訴え、復興に有効な施策の制度化を実現していかなければならぬというふうに考えております。

目下の極めて厳しい状況下での最優先課題は震災からの再生・復興であることは、言うまでもありません。町民生活安定のための必要なサービスを確保する一方、復興の実現に向け、後ほどご説明をいたします相当な規模となりました平成25年度当初予算の執行において、政策の順位づけと執行体制の強化、並びに資本の集中的な投下を図らなければならず、一時的に施策の密度が薄くなる分野も予見されますことから、町民の皆様にはまちづくりの長期的な展望をお示しし、理解を得ながら、ふるさとを取り戻すための政策について勇気を持って進めなければならないと考えております。

また、平成25年度は、復旧期の最終年度であるとともに、復興事業を本格的に展開していく年度となります。したがいまして、震災復興計画で掲げた緊急に対応すべき重点事項の完遂と継続的に実施すべき事業を見きわめ、復興の進捗が目で見、肌で感じられるよう復興諸施策を推進し、震災から3年目となるこの年を生活再建・住宅再建元年と位置づけ、災害公営住宅の建設、防災集団移転促進事業用地の造成工事について、全ての計画地に着手するとの強い意志を持って進めてまいります。

それでは、平成25年度町政運営の主要施策の概要につきまして、南三陸町震災復興計画に掲げました復興目標の柱に基づき、順次申し上げさせていただきたいと思います。

初めに、安心して暮らし続けられるまちづくりの推進についてであります。

被災された多くの町民の方々は、今もなお不自由な生活を余儀なくされております。長期化が予想されます応急仮設住宅での生活ができる限り良好な生活環境となるよう、必要な維持管理の確保等は切れ目なく続けていかなければならぬと考えております。また、環境の変化によるいわゆる生活不活発病の防止や孤独な生活に陥らないような心のケアと生活全般の支援を継続させるため、生活機能調査や地域支え合い体制づくり助成事業も継続してまいり

ますし、自治会等を中心として構築された地域コミュニティーの振興を図る取り組みを推進するため、その活動を支援するボランティア団体等へのおらほのまちづくり支援事業の適用範囲の拡充も図ることとしております。

次に、河川堤防・護岸の仮復旧の取り組みについては、地盤沈下による沿岸部の浸水や塩害被害を食いとめるため、関係機関と連携して河川堤防と護岸の復旧事業を進めてまいります。

また、消防・防災機能の早期回復に向けた取り組みとして、町民生活の安全・安心を担保する社会基盤である防災機能の強化を図るため、東日本大震災で流出した潮位観測等システム復旧事業を行うほか、ライフラインであります上下水道事業につきましては、平井田地区などの災害復旧事業を進めてまいります。

病院・社会福祉施設の復旧につきましては、現在、病院及び保健福祉施設の一体的な整備・建設に向けて設計業務を進めておりますが、とりわけ病院事業につきましては、開業までの間は公立志津川病院及び南三陸診療所において医療体制及びマンパワーの確保が必要となることから、継続的な病院運営が可能となるよう、一層の健全化にも努めてまいります。

また、介護福祉施設の復旧においては、民間事業者による戸倉地区への仮設デイサービスセンターの整備並びに志津川地区における小規模多機能型居宅介護施設の整備が予定されることから、施設整備に係る支援を行ってまいります。さらに、必要な医療、福祉体制の安定的確保といたしまして、看護介護学生等修学資金貸付制度の継続と、ホームヘルパー2級が制度改正により改められます介護職員初任者研修にも対応した講座も開設し、人材の育成にも努めてまいります。

続いて、行政機能の回復についてであります。復旧・復興事業の本格化に伴い深刻化するマンパワー不足につきましては、国、県及び全国の自治体の協力を得ながら、引き続き多くの長期派遣職員のご支援をいただくこととしております。また、新規及び任期付職員の採用等による充足も図り、行政機能の充実、確保に努めながら、復興事業への取り組みを加速させるため復興事業推進課を3課に再編し、内部体制について不断の強化を進めることとしております。

命を守る土地利用への転換につきましては、復興における土地利用の基本的な考え方である「なりわいの場所はさまざまあっても、住まいは高台へ」のもと、高台への住まいの確保が現実味を帯びてまいりました。さきの入谷地区、名足地区災害公営住宅整備事業、並びに藤浜地区防災集団移転促進事業の着工、引き続き寄木、葦の浜地区防災集団移転促進事業など、町内各地にまさに生活再建・住宅再建元年としてのつち音が確かなものとなっておりま

す。また、個別移転される方々への町独自の支援策であります危険住宅移転支援事業補助金、水道給水装置設置費補助金、下水道等受益者浄化槽設置工事費補助金、高台移転等低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業費補助金及び住宅用太陽光発電システム設置補助金制度も住宅再建への支援策として継続してまいります。

なお、平成25年度におきましては、被災した低地の有効活用及び高台との有機的連携を図るための被災集落等再生基本計画の策定にも取り組むこととしており、さらに、震災を経て再構築されつつある地域コミュニティーにつきましてもしっかりと地域に根差したものとなるよう下支えの体制を構築するため、コミュニティーの活動の核となる集会施設の確保につきましても支援策を講じていく考えであります。

次に、生命と財産を守る防災と減災のまちづくりであります。

海岸・河川堤防の本格復旧・整備につきましては、国、県、その他関係機関と緊密に連携し、早急に整備を進めてまいりますが、消防施設等の高機能化の取り組みといたしまして、入谷地区、堇の浜地区への防火水槽の更新設置、石泉班、石浜班に消防小型動力ポンプ積載車を更新配備し、さらに防災と減災のまちづくりの推進に当たり、自主防災組織の再構築、防災教育の充実にも努めてまいります。

また、東日本大震災の経験と教訓を記録し後世に伝えるとともに、大津波の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しを行うこととしておりましたが、本町の一部が原子力災害対策における緊急時防護措置準備区域、U P Zに含まれたことから、新たに原発事故対策を想定した原子力災害対策編の策定が求められております。対策編につきましては、関係機関のご意見等を踏まえながら早急に策定をしてまいりますが、地域防災計画全体の取りまとめにつきましても万全を期してまいりたいと考えております。

命を守る交通ネットワークの整備につきましては、三陸縦貫自動車道登米志津川道路の整備が志津川トンネルの掘削を含め順調に進捗しており、南三陸道路におきましても小森地区で下部工事が進むなど、非常時に命を守るための重要な路線としての機能が大いに期待されまことから、引き続き早期整備に向け積極的に働きかけを行ってまいります。また、横断1号線等の生活密着路線や被災時に地域が孤立しないための道路ネットワークの具体的な検討を進め、路線整備に向けた道路網計画の策定にも着手してまいります。

公共交通網の再整備に向けた検討といたしましては、昨年12月から本格運行が行われておりますB R T、バス高速移送システムと災害臨時バス等の有機的連携による復旧・復興の進捗に合わせた利便性の高い公共交通機関の確保を図りながら、JR気仙沼線の鉄路による早期

復旧の実現に向けた取り組みの一つとして、陸前戸倉駅移設整備基本計画調査設計事業を推進してまいります。

次に、安心を実感できる保健・医療・福祉のまちづくりであります。

本町の地域医療を担う公立志津川病院並びに保健福祉の中核施設となる仮称であります。総合ケアセンターの一体的な整備につきましては、平成27年4月の開業を目指し、基本及び実施設計を進めておりますが、工事期間等を考えますと平成25年度中には建設工事の着手が求められることから、滞りのないようしっかりと取り組んでまいります。

また、安心して産み・育てられる環境づくりへの取り組みとして、これまで乳幼児医療費助成事業として進めてまいりました医療費の一部負担金への助成事業を子ども医療費助成事業に改め対象年齢を15歳まで拡充した制度は、そのまま継続して実施してまいります。さらに、法施行に伴います子ども・子育て支援計画策定にも着手し、地域ニーズに即した保育支援体制の整備と、あわせて施設環境の改善を図るため、戸倉保育所、伊里前保育所の復旧事業にも着手してまいります。

第二は、自然と共生するまちづくりの推進についてであります。

災害廃棄物処理につきましては、昨年9月より稼働している災害廃棄物処理施設焼却炉において順調に処理が進み、昨年末現在で約6割の進捗状況と伺っております。引き続き、平成25年度内での処理完了を目指し着実にこれを進めるよう働きかけを行ってまいります。また、本町の災害廃棄物処理は高いリサイクル率のもとに進められていることから、処理によって新たに生み出された資源についても復興資材として有効活用を図ってまいります。

次に、教育施設等の復旧については、校舎に甚大な被害があり他の学校施設を共用している小学校の復旧事業を進めてまいります。復旧工事に着手いたしました名足小学校につきましては年内の授業再開を目指し、戸倉小学校につきましては基本及び実施設計を進めてまいります。戸倉中学校につきましては平成26年4月からの通学区域の変更に向けた取り組みを進めおりますが、学区再編後の学校生活に支障を来すことのないよう、良好な教育環境の確保に努めてまいります。また、被災を免れた学校施設も制限的教育環境にならざるを得ないことから、児童生徒及び教職員についての心のケアの取り組みや教育環境の向上が図られるように努めてまいります。

なお、本年度も通学時の安全を確保するためスクールバス運行事業と、給食費の一部を助成する学校給食費助成制度につきましては、継続して実施してまいります。

自然環境の保全につきましては、自然からの恵みを生活の糧とする本町にとって、自然環境

の保全は被災後においても恒久的に取り組むべき課題であります。河川、海域に流出した震災廃棄物の除去を引き続き進めるとともに、浸水域における生態系の回復も進め、山・川・海の再生と保全に取り組んでまいります。さらに、流出した自然環境活用センターの再建に向けた調査設計も進めてまいります。

エコタウンへの挑戦といたしましては、本年度もみやぎ環境交付金を活用した公共施設の照明のLED化事業を継続しながら、自然エネルギーや再生可能エネルギーの具体的な導入検討を進め、特に本町において実現の可能性が高いエネルギーである太陽光発電について、公共施設への導入設計を行ってまいります。また、森林の持つ重要な機能としての二酸化炭素の吸収量に着目したフォレストック認定制度も、自然との調和、共存の観点からも有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、生活衛生環境の保全につきましては、水の安定供給に向けた新たな水源の確保を図るための調査を継続して行うとともに、保水力を高めるため、森林の再生や保育事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、汚水の適正処理を回復するためには、被災後における汚水処理に係る基本的な方針を早期に策定し、環境保全を推進していかなければならないと認識しておりますが、当面は合併浄化槽設置補助事業の継続、制度拡充を図りながら、生活環境保全に努めてまいります。

なお、本年度は特定環境保全公共下水道施設の高台移転に伴う接続も含めた機能回復を図るため、災害復旧事業も実施してまいります。

続いて、ふるさとを想い、復興を支える「人づくり」についてであります。

復興期を支える人材の育成を図るためには、次代を担う子供たちに対して震災から得た教訓を学ぶ防災教育の実施や地域の伝統文化を継承する取り組みを積極的に支援していくことが非常に重要であると認識をしております。その環境づくりの一環としても、被災した教育関連施設の早急な復旧が求められておりますが、今後、高台の造成スケジュールに合わせた再建計画の策定も必要となってくることから、総合体育館や平成の森施設など大規模修繕による復旧が可能な施設等については復旧事業を進め、安全で良好な教育環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

第三は、なりわいと賑わいの再生であります。

被災した企業や個人による生産活動の再開を目指した努力により、地域経済の回復の兆しが感じられるようになってまいりました。それに伴い町内での求人も一定程度発生してきておりますが、求人と求職のミスマッチにより安定雇用の状況にはいまだ至っていない状況にあ

ります。したがいまして、復旧・復興事業による雇用創出と再建企業等による正規雇用との調整を図り、雇用の確保と生活の安定に取り組む必要があると認識をしております。引き続き震災等緊急雇用対応事業や新規学卒者雇用促進奨励金制度などを活用した雇用の創出と、先月開催されました町内企業共同求人説明会などの求人と求職のミスマッチを解消する機会の確保にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、産業の復旧についてであります。まず、水産業につきましては、生産基盤の回復の完了期を迎える本年度は、防潮堤の復旧事業を中心として順次進めてまいります。また、本復旧に向け、卸売市場施設、シロサケふ化場の設計業務に取り組んでまいりますが、単に失われた施設復旧にとどまらず新たな価値を付加するため、衛生管理型の取り組みなども検討し、漁協等の関係機関と連携しながら、水族の水揚げ回復に向けた取り組みも進めてまいります。

農業につきましては、内陸部を中心とした営農の推進に取り組むこととなりますが、その基盤づくりとして被災農家経営再建支援事業を活用した被災農地の土壤改良と回復を図り、農家経営の復旧に向けた取り組みとして、特に圃場整備を中心とした農地の集積と継続的農業経営の推進につきましても種々補助制度の有効活用を図りながら、支援をしてまいりたいと考えております。なお、美しい農村環境づくり支援事業として推進してまいりました農業経営廃棄物資材処分費用に対する助成事業は引き続き実施をしてまいります。

次に、林業につきましては、塩害被害による枯死・倒木した樹木の処理を進め、森林環境の改善を図りつつ、木質バイオマスの利活用など新たな事業展開にも取り組んでまいりたいと考えております。また、高台移転の本格化に伴う復興需要を見据えた良質地元木材の生産・活用の取り組みも積極的に推進し、住宅再建の支援策として南三陸材利用促進事業の充実と南三陸ブランドとしての再興も図ってまいります。

続きまして、商工業及び観光業については、仮設商店街等による暫定的な事業再開から1年余りが経過し、町内外を問わず多くの皆様が仮設商店街等を訪れ、そこにまさににぎわいが生まれております。今後は本格的な再建に向けた過渡期への対応が重要となってまいりますことから、引き続き地域経済活力創出基金を活用した企業立地奨励金制度や企業支援補助金制度の支援策を展開しながら、さらなるにぎわいの創出に向け支援体制の強化を検討してまいりたいと考えております。

復興の歩みを力強いものとするためには産業の再生がその牽引となることは言うまでもありません。水産業に欠かせない漁港や関連施設の本格復旧と、漁場と漁業者の再生、農業における圃場整備による農地の回復と営農者の確保、遊休農地対策や第6次産業化の推進、林業

における地産地消サイクルの確立に努めるとともに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害への対応として、安全・安心な南三陸特産品を供給する体制を整備していくかなければならないと考えております。

また、商工業における地元企業への再開支援の強化、あわせて企業誘致への積極的な取り組みなど本格復旧への基盤づくり、震災で得たつながりを生かし交流人口のさらなる拡大を図るとともに、観光業における従前顧客の呼び戻しと防災教育旅行等新たな観光分野への取り組みも含め、来月から宮城県全域を会場とする大型観光キャンペーンである仙台・宮城デスティネーションキャンペーンが展開されることから、文字どおり本町を通過点から目的地へ変えるため、全産業を結集し、誘客や販路拡大に取り組むことが重要になってくると認識をしております。

以上、復興に向けた取り組みとしての町政運営の基本的な考え方を述べさせていただきましたが、これら復興政策の推進体制の基本となりますのは、参加と協働による町民主体のまちづくりであります。各地域で活動を展開しているまちづくり協議会等の活動に対してしっかりとした支援を行い、やむを得ず町外で暮らす町民の皆様には十分な配慮を行うとともに、これまで以上に対話の重要性を再認識し、また行政運営の体制といたしましても復興事業を確実に推進するため、復興事業への資源の周知を行う一方で、住民サービスの低下とならないよう十分な配慮と徹底した合理化を図りながら、平成25年度予算に可能な限り盛り込んでまいりたいと考えております。

それでは、平成25年度予算案につきまして、その概要を申し上げます。

東日本大震災からの復興の途につき、その歩みを確実に進めるため、かつて経験したことのない大規模な財政運営を行いながら南三陸町の再生に取り組んでまいりましたが、さらにその歩みを早め、復旧期から復興期への継続的な事業展開を図るため、引き続き大規模な復興予算の確保が必要となっております。

国にあっては、政権交代により新たに発足した内閣において、全閣僚が復興大臣と思って被災地の復興に当たるとの認識のもと、大型の補正予算と平成25年度予算を早期に編成・成立させ、あらゆる政策を総動員し、復興に向けて一層の加速化を図ることを表明しております。

本町においても震災からの再生・復興に向け可能な限り積極的な財政運営を推進することになりますが、その対極として、安定的な行政サービスの提供を図りながら、復興の先を見据えた財政運営の体力づくりにも常に意を用いていかなければなりません。したがいまして、平成25年度予算にあっては、復旧事業の完了と本格化する復興事業への重点配分による選択

と集中の取り組みを継続しながら、将来にわたり持続可能なまちづくりが図られるよう、経常的経費については不断かつ徹底した見直しのもと財政の健全化に資することを基本として編成いたしております。

その予算規模につきましては、一般会計、特別会計ともに復旧・復興事業の推進に係る事業費を中心に編成し、一般会計につきましては総額664億7,000万円、前年度と比較いたしまして309億7,000万円、87.24%の増となっております。特別会計におきましては、7会計の合計で46億2,390万円、前年度と比較いたしまして1億5,130万円、3.17%の減となっております。これに公営企業会計を加えた全会計の総額では732億9,637万5,000円、73.77%の増となった次第であります。

一般会計におきましては、昨年度、瓦れき処理に要する費用として予算総額の半数を占めた民生費につきましては、処理量の精査により約60億円の減額を見込みましたが、本格化する復興事業費を計上する復興費につきましては予算の重点配分を行い、約383億4,000万円を計上するとともに、防災集団移転促進事業など6事業について限度額の総額を216億1,450万円とする債務負担行為の設定を行ったほか、災害支援職員の派遣に要する費用として総務費に9億円を、農林水産業費及び災害復旧費に漁港施設等の建設・復旧に要する費用として約61億6,000万円を計上したことから、かつて経験したことのない規模の予算となっております。

なお、今後、事業の進捗状況に応じ、事業費調整のための補正予算を適時ご提案申し上げることとしておりますので、あらかじめご了承を願います。

次に、特別会計におきましては、特定環境保全公共下水道施設の災害復旧事業費を計上した公共下水道事業特別会計は大きく増となっておりますが、被保険者数の減少等により給付費の減を見込んだ国民健康保険特別会計、袖浜浄化センター等災害復旧事業の完了に伴い大幅減となった漁業集落排水事業特別会計、その他の特別会計におきましても、その規模を縮小していることから、特別会計全体としては前年度比1億5,130万円、3.17%の減となっております。

水道事業会計につきましては、給水件数は増となるものの年間総給水量を約18%の減として業務の予定量を見込んだことから、料金収入については前年並みの計上しております。一方、平井田地区などの災害復旧事業に取り組むため建設改良費が増額となることから、全体といたしましては前年度比1億7,080万8,000円、33.15%の増となっております。

病院事業会計につきましては、収益的収支において、公立志津川病院及び南三陸診療所の双方で医療体制を確保するため医業費用が増となる見込みに対し、震災の影響による病床数の

減少などの影響により減収を見込まざるを得ないことから、平成25年度におきましても収支合計で約3億5,000万円の赤字予算となっております。不足額につきましては、うち1億円が減価償却となっており、なお不足する2億5,000万円につきましては震災減収対策債で補填することとしております。また、資本的収支につきましては、病院建設に係る基本及び実施設計の費用を盛り込んだことから建設改良費が皆増となり、会計全体として前年度比1億2,542万8,000円、9.4%の増となっております。

以上、平成25年度における町政運営の概要並びに予算編成の概要について申し上げましたが、細部につきましては担当課長より説明をいたさせます。

南三陸町で再び生活することを願う町民の心に希望の種をまき育てることができるよう、災害公営住宅の建設、防災集団移転促進事業用地の造成工事など、一日も早い住まいの再建、生活の再建を目指し、そのつち音を町内各地に確実に響かせることを第一義として精励恪勤に推進してまいる所存でありますので、現下の諸情勢をご賢察の上、慎重ご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

午後1時34分 休憩

---

午後1時35分 開議

○議長（後藤清喜君） 再開いたします。

提出者の説明が終わりましたので、これより総括的な質疑に入ります。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 3番は、町長のただいまの施政方針並びに予算概要の説明、それに対しまして総括的な質疑を行いたいというふうに思います。

あの悪夢のような東日本大震災から丸2年が経過いたしました。町長は、施政方針の冒頭で、最優先課題は震災からの再生・復興であると言っております。まさにそのとおりであります。そして、政策の順位づけ、執行体制の強化、資本の集中投下を図り、勇気を持って政策を進めるとあります。さらには、生活再建・住宅再建元年と位置づけ、災害公営住宅の建設、防災集団移転用地の造成工事について、全ての計画地に着手するとの強い意志で進めるとおっしゃるところでございます。

そこでお伺いいたしますが、1つ目には、執行体制の強化であります。さきの行政組織条例改正で復興事業推進課を3分割し明確な事業推進を図ろうとする狙いは大いに理解するところでございます。これから膨大になっていく事業とそれに伴う難問、難題、さらにはスピー

ド感を持って対処し進めていくためには、その陣頭指揮に当たる町長、副町長、お二人は非常に厳しい状況ではなかろうかという推測をするところでございます。そこで、他の自治体でも例がございますように副町長2人制の考えはないのかどうかをお伺いしたいと思います。

2つ目には、全ての計画地に着手するとございますが、さきに示されました復興事業の目標スケジュール表と現時点での各事業の進捗状況を、町長の立場としてどのように見ておるのか。今後ほぼ計画どおりに進んでいけるのかどうか、その辺の所感をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、順次お答えをさせていただきたいと思いますが、1点目、副町長の2人制ということを考えないのかというお話でございますが、震災から丸2年、過日過ぎました。県内の自治体におきましても、復旧・復興に向けて大変な事業量があるということで、女川、それから山元だったと思いますが、副町長2人制ということをしいた自治体もございます。これまで、今ご質問あるまで、副町長2人制ということについて具体に私も考えたことはございません。しかしながら、震災以来2年間、まさに副町長とは寝食をともにしながら、これまで復興に当たってきたわけでございますので、副町長にも大変ご苦労をかけてきたというふうに思ってございます。副町長ともこの辺についての話はしたことがございませんが、しかしながら、南三陸町の復興に当たりまして、遠藤副町長の力量をいかんなく発揮していただいたというふうに認識をしてございます。多分副町長も私と同じようにほとんど休まずにこの2年間を走り抜いてきたと思いますので、大変お疲れの部分があるのかなというふうに思いますが、いずれにしても、この件につきましては改めて検討させていただきたいというふうに思います。

それから、2点目のご質問でございますが、スケジュール等につきましては、ある意味私どもとすればお示しをしてきたとおりのスケジュールで進めてきたという認識がございます。しかしながら、前にもお話ししましたように、町民の皆さんにとってそういった復興のスピードというのがどうもなかなか見えないという、そういうご批判あるいは不安、不満、そういうものがあるというふうにも認識をしてございますが、私とすれば、先ほど言いましたように一応は町としての復興計画の中でスケジュールを立てたとおりのスケジュールできているというふうに認識をしておりますが、ただ、個別の案件でまだほかにさまざまな課題等があるかというふうに思いますが、いずれにしましても我々としてはしっかりと復興の道を歩んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 常日ごろの町長、副町長のお姿を拝見しておりますと、特に町長は対外的業務が多くて、非常に多忙きわまりない状況の中であろうと。それを補佐する立場として遠藤副町長がおるわけでございますが、客観的に見ても遠藤副町長お一人では、今後の事業量、複雑化等を考慮した場合には、もう目いっぱいではないかと、こう推測するわけでございます。当然遠藤副町長の職員としての経験、プロパーとしての生え抜きの職員ですからこれまでこなしてきたかというふうに思っておるところでございます。残念ながら多くの幹部職員が殉職した中で、現在、もちろん経験則のない職員が、多くの全国からの応援派遣職員の方々の力をかりながら、ここにおられる幹部職員ともども懸命に復旧・復興に頑張っておるところでございます。

既に、先ほど町長が申し上げましたように県内では山元町、それから女川町で、いわゆる震災経過1年の2月、3月にそれぞれ条例で副町長2人制という形になってございます。きのう、ちょっと女川の知っている議員がおりましたものですからちょっと聞いてみたんですが、女川町さんの場合は町長が県議をこれまで経験していたということでございまして、県職員のO Bの方を助役に任命したということでございまして、それで、その業務というか体制はどうなのかとちょっと伺ったんですが、条例の中できちんと色分けというか規定をつくりまして、2人制の中でうまくコンビネーションを組んでやっておるというような状況のようでございます。したがいまして、その辺の導入効果というか、その辺の両町の効果を確認しながらさらなる行き渡った復興行政を推し進めるためにぜひ検討すべきではなかろうかと。当然国、県からの招聘も含めてありますが、例えば国から人材が来れるならば、なお今後の復興の一つのパイプ役ともなるというふうに感じております。

したがいまして、先ほど町長が話しましたように、大変遠藤副町長に苦労をかけてきたという涙の中でのご回答でございますが、それを少しでも緩和するために、ぜひとも今後の復興行政推進に当たって強く検討していただきたいなというふうに思うわけでございます。

それから、2つ目の全ての計画地に着手すると。いわゆる復興事業の目標スケジュールでございますが、これも町長書いておりますが、住民の関心は、いつになったら安住のついの住まいへと移転できるのか。施政方針の中でも言っておりますが、目で見、肌で感じる形が欲しいわけであります、住民にとってはね。

そこで伺いますが、とりわけ特に移転者の多い志津川の3地区、東、中央、西地区と、この3地区の進捗状況は特にどういうふうになっておるか、現時点での問題点等はないのか、あ

るいは障害になっているものがないのかと。いずれスケジュール表で見れば、測量、実施設計、用地取得という大枠の中で事業が展開されておるんだろうと想像するわけでございますが、3地区それぞれどういう段階なのか、概略で結構ですから確認したいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目につきましては、先ほどお話ししましたように、事業量が大変膨大だということで、そういう意味におきましては、大変副町長の責任といいますか責務といいますか、大変大きい中でこれまで推移してきたわけでございますので、そういう意味では副町長もそういった泣き言を言うタイプの方でございませんので、ある意味それに私も甘えてきたのかなというふうな思いもありますが、いずれにしましてもその辺をもう1回我々としても検証して、どうあるべきかということについて一つの方向性を今後していく必要があるんだろうという認識をしてございます。

それから、2点目なんですが、ご案内のとおり中央地区につきましては埋文の問題等々ございますが、いずれその辺の個別の部分でどんな障害があるのかということについては、具体的の担当の課長のほうから答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 個別の部分については、進捗がある程度できたということもございまして、それなりの細かい課題は山ほど出てきているような状況です。

ただ、そんな中でも、まずこの当該地区含めます東地区につきましては、今回の議会の中の補正予算でご決定をいただいたということで、東地区の造成工事のほう、債務負担行為のご決定をいただきましたけれども、早速今月中に予定をしておりますUR都市機構に造成工事の事業要請をしてまいりたいというふうに考えております。東地区全体という部分もございますが、とりわけ病院工区、東地区の東側に当たりますが、その部分の着手を早めていきたいというふうに考えております。

中央地区につきましては、当然、町長申し上げましたとおり埋蔵文化財という部分がございますが、現在、埋蔵文化財の位置も含めてボーリング調査に着手できるよう、県の文化財保護課のほうと調整をしておりまして、今後、その部分の計画も含めて進めていきたいというふうに思っておりますが、埋蔵文化財に当たらない区域からの建設体制という部分もあわせて今検討しているところでございます。

一方、西地区、防災集団移転事業による造成工事になりますが、ここはボーリング調査、地形調査等を行ってきたわけでございますが、非常にかたい岩が出ているという状況が結果と

して示されております。その結果、どの程度までその岩が覆われていて、どの程度の造成ができるのかという部分について、現在も検討を進めているところでございます。志津川市街地だけではなく、ボーリング調査等をやった結果、結構かたい部類の岩が出てくる検討地区もございますが、適時その計画の周囲も含めて着手できるような見直しも現在進めているところでございますので、もう少しお示しできる状況になりましたら情報提供したいなというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 大体わかったわけでございますが、これも町長の施政方針の言葉から引用しますと、ふるさとを取り戻すための政策について勇気を持って進めると。それから、全ての計画地に着手するとの強い意志を持って進めるとつづっておるところでございます。私に言わせれば、「勇気を持って」を「強力に」と、あるいは「強い意志」というところは「強い決意を持って」というふうな思いでございます。いずれこの場に及んで誰彼というわけにはいきません。いわゆる本当に生々しいというか、これが現実なのかというこの大震災、これまでともども来たわけでございますけれども、強いリーダーシップというか思いを込めて、今後の復興行政に当たっていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 町長の施政方針及び予算概要についての総括質問をさせていただきます。

震災から2年、復旧期の最終年度であり、復興事業を本格的に展開していく年度であると言わされました。施政方針にありますように、25年度予算は復興の進捗が町民に目でわかり肌で感じられるような執行予算でなければなりません。私は、安心して暮らせるまちづくりから2点、特別会計から1点質問いたします。

1点目は、命と財産を守る防災・減災であります。

その中で、地域防災計画に原子力災害対策編の策定があります。3月中にはこの計画策定が示されることになっていますが、しかし、30キロ圏内に女川原発があり、女川原発が再稼働した場合、町全体が常に危険の中にあると認識しなければなりません。

先日、3月1日ですが、文部科学省が東京電力福島第一原発事故で放出された放射線セシウムの土壤沈着状況や放射線量を広域で調べた航空機モニタリング結果を発表しております。これがそれです。原発から80キロ圏内では、約1年前に比べて40%減少しているとの結果であります。80キロ圏内の写真では、福島はもちろん宮城、茨城までのセシウムの汚染が示さ

れました。これを見ますと、女川原発に事故が起きれば30キロ圏内どころではありません。女川原発の再稼働をさせないことが町民の命を守る最も大切なことであると考えますが、町長はどのように考えておりますでしょうか。

次に、安心を実感できる保健・医療・福祉のまちづくりであります。

先日、病院建設の素案が示されました。医師や医療スタッフの充実、透析の問題などが議論されました。私は、病院のあり方、どんな病院を目標にするのか、十分に議論し、高いレベルでの確固とした方針を示していくべきであると考えます。それには、第三者も含めて魅力ある病院づくりが大切であります。これは策定委員会とは別にソフト面であります。この作業こそが、時間がかかっても病院づくりの基本と考えます。いかがでしょうか。

それと、もう1点、若い人たちにこの町に住み子育てしてもらうためには、小児科医の常勤が必要であります。子育て支援の一環として乳幼児医療費の助成、子ども医療費の助成と改めましたが、15歳まで拡充したことは評価します。しかし、小児科医が常にいないことが、若いお母さんには不安であります。医師問題はすぐには解決しませんが、若い人たちの定住の観点からも確固とした方針を立てて病院のあり方を示すべきと考えます。

3点目は、医療費の窓口負担の一部免除の継続を4月以降も行うべきと考えます。生活再建ができていない被災者が多い中で、生活環境の悪化から体調を崩し、介護が必要な方もふえています。昨年9月に免除が打ち切られた組合健保、協会健保で受診抑制が起きているということが保険医協会の調査で出ております。また、先日、災害2年目に向けてのNHKのアンケート調査が報道されていましたが、仮設住宅での深刻な体調悪化が伝えられております。被災者の命と健康を守る上で、医療と介護の震災免除制度が大きな役割を果たしたのは現実であります。国保、後期高齢者医療、介護保険利用者負担の減免措置を継続すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 3点のご質問でございますので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

1点目につきましては、これは原子力の問題ということでございます。東日本大震災、福島原発によりまして、福島県の皆さん方には大変つらい日々をいまだにお過ごしということでございまして、いまだにまだ瓦れきの撤去もままならない、そういう状況が続いているということで、大変福島の県民の皆さんにとってはつらい日々をお過ごしのことだというふうに思います。

それに伴いまして、ご案内のとおり30キロ圏内ということでございましたので、当町でも原子力災害対策編ということでの計画を今つくってございまして、結果として3月18日までにつくらなければいけないということがございますので、その2日前、今回3回目になりますが、3月16日に原子力災害対策編の計画をつくり上げるというふうな段取りで現在進めてございます。

もちろん、再稼働につきましては安全というのが大前提だというふうに認識をいたしてございます。しかしながら、私、この話になりますといつも繰り返しますが、基本的にはこのエネルギーの問題ということについては、これはまさに国策だというふうに認識をしてございますので、これはその辺の国としての考え方というのが大変ある意味重要だらうというふうに認識をしてございますので、ある意味、我々とすればそういった国がどういうご判断をするのかということがございますが、いずれにしましても、繰り返しますが安全が大前提ということについての思いは変わりはないというふうに思います。

それから、病院の問題ですが、第三者委員会といいますか、そういった委員会をつくってどうなんだろうということですが、これは多分大瀧議員もご承知のように、以前の公立志津川病院の際にも、町民の皆さん方にお入りをいただきて病院の経営あるいは運営のあり方について、そういった会をつくってきた経緯もございます。そして、町民の皆さんのご意見をいただきながら、少しでも病院の経営のほうに反映をさせると、そういうふうな動き、取り組みもやってまいりましたので、今、大瀧議員がおっしゃったような形の委員会の策定をしながら、病院の本當にあるべき姿といいますか、町民の皆さんを利用しやすい病院がどうあるべきかということについてのご議論をいただく場というのは、決して、私、否定するものではございません。

それから、小児科医の問題でございますが、これもご案内のとおり、小児科医それから産科の先生、基本的にはなかなか手が少ないとすることがございまして、どこでもある意味小児科、産科の先生方は不足状態でございます。したがいまして、我々としても従来から小児科の先生方の招聘といいますか、そういうふうなお話をいただきてきた経緯もございますが、いずれにしてもそういった現状としてお医者さんが少ないという現実がございましてなかなか達成できないという問題がありますが、いずれ地域の皆さんにとって、それから特に子育てを中心としているお母さん方にとって、お子さんがすぐ診てもらえる小児科医の先生がないというのは一つ心細いという思いは十分に理解をいたします。いずれ、これからも我々としてはしっかりと、その辺の町民の方についてはしてまいりたいというふうに認識をして

ございます。

それから、国保の関係でございますが、窓口負担金の分ですが、これはこの間もお話をさせていただきましたが、国として10分の8は出すと。しかしながら、10分の2の分の県が、それをなかなか協力してもらえないということになると、これ町で10分の2の負担ということになりますと、この間も担当課長が説明しておりますが、約1億の負担ということになりますと、到底これは国保会計を維持するのが大変難しいということになります。したがいまして、この間もお話ししましたように、何とか10分の10国で負担をしていただけないかということで、宮城県、それから市長会、町村会、3名連記で国の方に陳情を出しておりますので、いずれ今後ともこの問題については国の方に我々としても働きかけをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今、国は再稼働しようと、そういう動きが見えるもので、大変心配しているところであります。チェルノブイリ原発でも、25年たってもまだ廃炉になってしまん。福島原発の廃炉までには約40年と見ておりとあります。それと、廃炉には高い技術が必要あります。それに使用済み核燃料の処理方法もまだ確立されていません。女川原発再稼働は反対の意思表明をこの町から発信していく必要があると私は思います。先ほども言いましたように、国は今再稼働の方向で動いておりますので、大変心配なところがあります。方針の中には、原子力災害対策計画は関係機関の意見を聞きながら策定するとあります。どんな策定計画を立てても町民1万5,000人をどこに避難させるか、高齢者や障害者の移動をどうするかなど、問題一つとってもなかなか解決が難しい問題であります。女川原発再稼働をさせないことこそ、町民の命を守る近道だと考えております。

次に、病院の医師問題であります。先日、ある方から、町内出身の医師の紹介を受けました。町内に戻ってくるかこないかは別にして、魅力ある病院には医師の派遣が可能ではないかと考えるからであります。ぜひ今町長おっしゃいましたように、町民の中で議論を尽くしながら本当に魅力ある病院につくり上げてほしいと、そういうふうに考えます。小児科医については、これは本当に産婦人科、小児科、医師不足の中でなかなか大変な課題であります、この小児科医についてもぜひ力を尽くしてほしいと思います。

さらに、医療費の免除継続についてであります。今、岩手県の知事は、1割負担をするということをすぐに表明しました。しかし、宮城県知事は、国が8割、そして2割の分をなかなかしないと。そういう意思を持っていないと。大変残念であります。今、宮城県議会が開催

されているわけですが、先日も私お話ししましたが、我が党の議員が地域整備推進基金という財源を活用すべきだと提案しています。これは復興事業の国からの交付金とは別で、兵庫県など自治体からの寄附金、全国各地からの寄附金が大半で、123億円があるそうです。そのうち20億円は使い道が決まっていますが、なお103億円が残っているということありますので、町からもこの要請をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 女川の原発の問題でお話をいただきましたが、現政権が原発再稼働に前のめりだというお話でございますが、基本的には福島の同じ轍を踏まないというのは現政権でも皆さん肝にちゃんと据えているというふうに私思いますので、基本的にこれから新しい安全基準等を含めまして、再稼働については現政権といえどもそう簡単に再稼働できるというふうな環境に果たして今あるのかというふうな思いを私自身としてはいたしてございます。いずれにしましても、先ほど来繰り返しますが、その再稼働の問題につきましては、あくまでもこれは国が安全基準を定めて、その中で慎重に判断を下すものだろうというふうに認識をいたしてございます。

それから、2点目の病院の問題でございますが、これは今お話がありましたように、当然、町民の皆さん方の信頼を得るということが非常に大事な問題だというふうに認識しておりますので、先ほどお話ししましたように今後そういった対応ができるのかということも含めて、我々としてしっかりと検証していきたいというふうに思っております。

それから、3点目なんですが、県の推進基金の103億ですか、その使途がどういうふうな形で県として考えているのか我々としてもちょっと把握してございませんので、それは改めて県のほうにその辺の使途のあり方というか使い道ということについては、我々としても確認はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 2011年3月11日の大震災を受けて、町はゼロからのまちづくりであります。この町に住み、なりわいを続けるには、町民が納得するまちづくりが大切であります。新しい希望の持てるまちづくりには、参加と協働による町民主体のまちづくりが基本であると言われております。そのとおりであります。そして、ソフト面では、町民の命にかかわる原発問題、病院・医療問題、子育て問題、るるあります。特に、今国策だと町長おっしゃいましたが、原発問題、これは廃炉に向けて町長の英断が必要ではないかと私はそう思いますが、いかがでしょうか。一人一人にきめ細かい相談体制をとりながら、25年度には復興に拍

車がかかるよう、私たちも含めて全町民の努力が必要と考えます。もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 復興に向けて、3年目に向けてスタートを切ったわけでございまして、我々が今取り組まなければならない課題は山積をいたしております。復興への道のり、それからまた違う、これまでの普通の町民サービスの問題等々ございますが、そういった数々の問題を抱えながら、南三陸町スタートしなければなりませんので、我々としてもしっかりとした形の中で取り組んでいきたいというふうに思いますし、また、原発の問題については、先ほどのお話を繰り返すようで大変恐縮でございますが、あくまでこの問題については安全を大前提とした、国としてどう判断をするかということに私は尽きるというふうに思ってございます。

○議長（後藤清喜君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時08分 休憩

---

午後2時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括的質疑を続行いたします。

1番 千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） ただいまの町長の25年度の施政方針演説、そして予算についての説明について総括的な質問をいたします。

町長は、冒頭に、不撓不屈の精神でこの場を乗り越えるというふうに言っていました。この言葉が決して机上の議論とならないように、今回の多額の予算そして事業、これを着実に乗り越えていって、今抱えている問題に取り組んでほしいと思います。

その中で3点質問いたします。

1番目には、人口流出阻止ということです。人口流出阻止、これをするためには、やっぱり一日も早い町の生活環境整備、この辺が私は必要だと思います。町長は交流人口の増加、顧客のさらなる増加、この辺を今回の方針演説で言っていましたが、交流人口はあくまでも交流人口であり、町の人口がふえるということではありません。やっぱり町の人口なくして南三陸町の再生はないと思います。まして、ことしは住宅復興元年、こういった位置づけを町長はしています。そういう意味合いから、この今回の予算、制度の中でこの人口流出阻止

に対する、この予算のどの部分にその部分が色濃く出ているか、その辺をお聞かせください。

あと2番目は、教育環境の整備です。今後、学校の統合や再建が図られるわけですが、小学生、子供たち、これは南三陸町を担う、これから未来の町をつくる力となります。こういった状況の中で、戸倉小学校の建築、あとは中学校の統合、この辺が町にとっても大変な問題であると思います。また、それとともに、人口が少なくなることによって、地元にある志津川高校の存続、その辺の教育環境の再建、あと学校確保、その辺に関して町長お聞かせください。

あと仮設生活者の生活支援、今回の住宅再建ということで住宅再建の補助がたくさん出ていますが、こういったほかに、南三陸町で再建するために、その期間の間までの今現在の生活環境をどうしていくのかというのが、今の仮設生活者の問題だと思います。今後2年3年と長引く仮設生活者への町としての支援の部分が、どの制度の部分に今回組み入れられているのか。その3点お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、人口の流出ということについては、被災地の各自治体、大変頭を悩ませているところだというふうに認識してございます。新聞報道等でも、それぞれの自治体の今どれぐらいの人口が減ってきたかということで大分報道もされてございまして、その辺、我々もそうですが、皆さん頭を悩ませているところだというふうに思います。

基本的に人口の流出という問題につきましては、そういった阻止をしなければいけないということについての思いというのは、千葉議員と同じ思いです。ただ、それとまた交流人口のお話もございましたが、それはそれとして一つの、どちらが大事といえば流出を阻止するのがまず第一、それから、含めて活力ある地域をつくっていくということについては、おいでをいただいた方々のお力ということも非常にこれまで大きかったということについては、これは千葉議員も篤とご承知だというふうに思ってございます。

ただ、そういった中にありますて、我々として今回の問題についてやはりしっかりと取り組まなきゃいけないということについては、一日も早くとにかく住宅を提供するということが非常に大きな問題だろうというふうに認識をしてございます。そういった意味において、先ほどもお話ししましたように、その辺の予算措置につきましては十分に、ある意味、十二分にとまではいきませんが、十分配慮しているという思いがございますし、それから、あわせてやっぱり医療をどうするかということ、それから福祉をどうするのかということについても、生活環境全般ということを考えてまいりますと、そういった分野についても手厚くやってい

かなきやいけないというふうに認識をしてございますので、そういう分野についてもしっかりと我々としては対応していきたいというふうに考えてございます。

それから、2点目の教育関係でございますが、ご承知のように、名足小学校につきましては、新年度につきましては年度途中になると思いますが再開をしたいというふうな状況で今やつてございますし、戸倉小学校につきましても、基本的には設計等を含めて始めていきたいと。それから、どの場所に建てるのかということについても現在協議中でございますので、そういう再開をするために、子供たちが早くいい環境になれるような体制を我々としてもしっかりとついていきたいというふうに思います。

志津川高校のお話がございました。ご承知のように、高校は大分学級数が減るというふうに指摘をされておりますので、県の教育委員会のほうでもその辺の見直しということをお話ししておりますが、これはこれからどうするかというお話でございますので、ただ、基本的には我々とすれば志津川高校はしっかりと守らなきやいけないというふうに認識をしてございますので、いざそういうふうな話が出てくれば町としてもその辺のしっかりとした対応をしていきたいというふうに思ってございます。

それから、3点目の問題でございますが、これはご案内のとおりさまざまな行政情報をしっかりと提供するということがまず第一義的だろうというふうに思います。現実的にそういう分野をしっかりとやっておかないと、なかなか町の情報がないというお話を随分いただきますので、その辺の情報提供には的確に対応していきたいというふうに思ってございます。

それから、あわせて雇用の問題でございますが、基本的には、先ほどもちょっとお話ししましたミスマッチの部分が非常にございます。その辺の解消をどうするかということも、企業の経営者の方々も含めてそうなんですが、その辺の連携を十二分にしていく必要があるんだろうというふうに思ってございます。

それから、入居者の方々の心のケアの部分でございまして、それはやっぱり生活再建する上でいろいろな悩みがあると思います。生活支援の方々に回っていただいたり、さまざまなことをやっておりますが、それでもなかなか十分じゃないということもあるかというふうに思いますが、いずれその辺は丁寧に取り組んでいきたいというふうに思ってございますし、それから、もう一つは、仮設にお入りになっている方々の健康をどう守っていくかということです。先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、生活不活発病等々の問題等、そういうことも大分ご指摘をいただいている部分はございますので、そこは町としてもしっかりと対応していく必要があるというふうに思います。十分じゃないというふうな答弁かもし

れませんが、いずれ我々としては可能な限りの対応をしっかりとしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 施政方針と予算概要を見る限りでは、充実しているような内容には映ります。しかしながら、この1年間暮らしている町民の生活はなかなか変わらないというような現状があります。そういう中で、人口流出というこの問題に関しては、今、企業が再建ということいろいろやっているんですが、なかなか今町長が話されたミスマッチ、そういう部分もあるとは思いますが、やっぱり高台移転で移って、働く場所があって、生活の環境が整うということが人口流出阻止の第一だと思います。そもそも町の復興計画の中にあります市街地形成、あと防災集団移転、あと戸倉地区に当たっての防災集団移転、そういう中にあって、今現在、今後25年度進むに当たり、この町が描いた計画がこの時期に来てちょっとずれているというような感じがあった場合に、この復興計画の見直し、この辺を町のほうでは考えていくのか。その辺、この人口流出の問題について、復興計画の見直し、こういった面で、まず1問目、再質問したいと思います。

あとは教育施設に関しては、学校の校庭に多くの仮設が建設されています。この仮設建設をどのような形で子供たちの教育環境のもとに戻るという、さらなる開放的な面で町が進めていくのか。この辺も人口ともかかわっていますし、あと生活再建の皆さん、南三陸町に住むか、それとも環境が整わなかつたら隣の市に行くか、そういう決断がこの中にあります。戸倉の地区に関しては、もう切実な住民、PTAの思いがあります。戸倉小学校の再建、これもまだ見えてきません。中学校の統合、27年度に行うと言っていますが、それまでの町長が話された子供たちの心のケアとか、そういう面も含めて町は考えていかなきやならないと思います。

子供たちは今、昔の子供たちとは違います。精神的にも情報的にもいろんな形で成長しています。そういう中で、心のケアですね、例えば学校が統合されるのは嫌だ、ほかの学校に行くのは嫌だ、こういった精神状況の中で、精神不安になったときの子供たちのケアとはいいますけれども、それが全て行政のほうで把握できるかというとなかなか難しい問題があると思います。そういう問題も起こらないために、一つ一つ着実にその辺をできれば進めていってもらいたいと思います。

あと戸倉の防災集団移転の場所には、当初100戸の戸建てとかといった話を聞き、公営住宅も多くの方が入居ということで町で計画を立てました。そして、戸建て住宅を希望する方

が、やっぱり建設がおくれることによって少なくなっていく、それでもって子供たちの環境、親の環境も違ってきています。そういった面からも、戸倉の地域、これは本当に多くの問題を抱える場所と今なっています。教育環境だけは、未来の南三陸町をつくる子供たちの環境だけは、町のほうで何とか早目に、早急にその辺の取り組み、解決策、その辺を講じていってもらいたいと思いますが、その辺の考え、それをお聞かせください。

あと3問目ですが、町長も入居者の心のケア、また生活不活発病、あとやっぱり今の町で起こっている情報を伝えるというようなことでもって仮設生活者を支援していく、支援の方法は支援員が回ったりとかいろいろあるんですが、物質的なのじゃなくて、やっぱり生活資金、これが一番私は苦しんでいる部分だと思います。もう2年が過ぎました。あと3年、4年、5年、その間、町の高台移転、住宅再建もそうなんですが、そこまでの生活資金というのがやっぱりなくなったらどうするのと。私はそういった観点から考えても、生活保護家庭がたくさんふえていているし、町から息子の住む生活場所に移る、こういった状況が仮設生活者にはあると思います。生活者の金銭的支援、いつも私はこれを行政には問い合わせるんですが、そういった制度がないということで、町のほうではそういった金銭的ではなくて物質面とか精神面で何とか支援していきたいと言っていますが、その辺の考えは今回の予算の中にも、私は見る限りはそういった金銭的な支援はないと思っていました。やっぱりその辺は難しいところなんでしょうか、その辺。3問、もう1回お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目、復興計画の見直しということでご質問でございますが、私も議会でこれまでずっと言ってまいりましたが、国に対して制度の柔軟運用ということで要望してきたというお話を聞いてまいりましたが、町としても復興計画つくったのがそれが全てではなくて、現実問題として、さまざまな復旧・復興事業をやってまいりますと、根幹の部分はそのままにしても、やっぱり枝葉の部分でその辺は柔軟にしなければいけないという部分が多く出てまいりました。したがいまして、我々としてもその辺については柔軟な対応をするということが大変重要だらうと認識をしてございます。

それから、学校の関係でございます。確かに子供の心のケア、これは教育委員会も含めて、その辺は連携をとりながらやってまいりたいと思いますが、繰り返しますが、戸倉小学校の建築については、先ほど言いましたようにとにかく新年度になりましたら設計に入っていくということで決めてございますし、それから、戸倉中学校については、基本的には我々は26年、来年の4月に再編をしたいというふうに考えてございます。

それから、3点目でございますが、これは残念ながら、それは個人にそういった町の資金をお出しをするということについては、これはあり得ないだろうという認識をしてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私もこの復興計画の見直しに関しては、根幹は確かに町長の言うとおりこれは維持していきながら、やっぱり枝の部分で変えざるを得ない部分がたくさんあると思います。ただ、その部分を早目に見きわめて早目に改善していく、変えていく、この辺が町に求められているものだと思います。それに関しても、やっぱり町長が常々言うマンパワーの不足というような問題があります。そういう観点からもスピードアップがなかなか図られないと、そういう部分があったときには、やっぱり民間の力をおりして、何とか町の力を軽減して幅広く早期の事業展開に向かえるような環境づくりも私は必要だと思いますので、とりあえず大いに民間を活用してほしいというのが復興に対しての町長への提案したいと思います。

あと教育施設、この辺は各学校に今仮設ができています。この仮設がいつまでこの状況が続くのかということも、子供たちはやっぱり被災者としてなかなか立ち上がりれない部分があるのかなと。目の前に被災者がいて、自由奔放に声を上げられ活動ができるといった環境が果たして学校にあるかというと、被災者が生活して毎日苦しんでいる環境の中では、子供たちは伸び伸び成長するのにはなかなか難しいのかなと思います。入谷小学校に関しても校庭が狭い。伊里前もしかりです。そういう環境を改善するためには、やっぱり町としても仮設生活の形を出た人たちからどんどん学校の教育施設にある仮設を何とか分散していくということも一つの方法だと思いますが、これも私からの提案ですが、その辺もひとつ検討してもらいたいと思います。

あと仮設生活者、確かに町長が何回も言われるとおり、やっぱり無理というような答えでしたが、本当にこの問題というのは、やっぱりなかなかここで議論していっても、本当にその人たちの生活、資金がなくてどうしようということにぶつかっている人たちって本当にいると思います。ひとり暮らしの高齢者の方の話ですが、もう町には戻らなくてもいいと。このまま仮設でずっと最後までいたいと。これって本当にかわいそうな現実ですけれども、それが事実としてあります。仮設生活でしたら、食べるものを確保すればある程度生活はその場でできると。しかしながら、公営住宅に入り、そうしたときはやっぱり家賃として発生するという部分もありますので、何かその町の考え方とそういった人たちの考えが果たして行政の考えがその人たちに伝わるかというと、私はなかなか難しいと。だから、住宅再建元年と

はいいながら、その部分でなかなか難しい面があると思います。そして5年6年と続く高台移転までの年数の間にそういった方が本当にどうなっていくのか私は心配です。だから、精神的なケアとは言いつつも、なかなか一瞬で人間の心は変わりますので、そういった観点もどう今後町として対応していくのか、その辺、ひとり暮らし、高齢者、あすをも見えない、こういった人たちの救済に町はどう当たっていくのか、それを最後に町長お聞かせください。

今回の中で町長はとりあえず町民と一体となって頑張りたいと言っている気持ち、何回も言いますけれども、みんな気持ちは同じなのはわかります。しかしながら、本当に厳しい現実がありますので、そういった面を考慮しながら、最後にこの3問に対しての町長のお考えをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、第1点目ですが、行政の守備範囲というのは私は非常に限られている部分があるというふうに思います。したがいまして、従来から、震災前からそうなんですが、当町は幸いなことに民間の方々が自主的にさまざまなイベントとか含めて、地域づくりとか含めて、やってきたという経緯がございます。震災後もその方々、一生懸命やっていける方々がいらっしゃいます。ですから、我々とすれば当然行政の守備範囲、それから民間の方々のそういった活力あるいは守備範囲、そういうものもある程度活用していかないとなかなか総合力として発揮できないというふうに思いますので、その辺はこれまででもそうですし、これからもそういった民間の方々との連携ということについては十二分に図りながら、これからも復興に当たっていきたいというふうに考えております。

2点目でございますが、仮設住宅というのをちょっと勘違いしていました。グラウンドにある仮設ですね。確かにおっしゃるとおりです。やっぱり子供たちが思い切ってグラウンドで飛びはねるということが、子供たちの発達状況の中では大変必要だというふうに思ってございますので、町としても、子供たちがなかなか利用できないようなそういった公共施設の部分についての仮設住宅の撤去といいますか移動というんですか、そういうのについては意を用いていきたいというふうに考えてございます。いずれにしても、早く子供たちに普通の学校環境を提供していくということが非常に大事だろうというふうに思ってございます。

それから、3点目ですが、ある意味、若い方々でしたら例えば雇用の問題等々をどうマッチングするのかとかとありますが、高齢者の問題になりますとなかなか難しい部分がございます。しかしながら、そういったなかなか収入がない方々にとってはさまざまな町としての制度等もございますので、その辺は十二分に担当のほうといろいろご相談をさせていただいて、

そういうご支援をさせていただくということも大変必要なので、そこは遠慮なくいろいろ情報交換をさせていただければというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 25年度の施政方針及び予算の概要ということで町長より説明がありました。できればもう少し予算的な数字を入れてもらえばよかったです。内容につきましては全くそのとおりだなというふうには思いますが、できればそういうことであれば、誰が見ても説明もしやすいのかなと思いました。今なんですがね。

そのような中で、施政方針ですので余り細いことを私は言う気もなくて、書いてもこないし、やる気もないんだけれどもね。それで、人事問題とかここで出てきたものだから、私もそれについてお伺いをしたいと。

私は、過般、災害後間もなく、副町長を2人にしたらどうだという質問をいたしました。町長が忘れたのかわかりませんが、そのときは悠々とそんな考えはありませんと。全く何をこいつは言っているんだというような、そんなふうに、私は私の言っていることは間違いないのかなと疑うような、そういう答弁でした。あなたはぶれたのか、考えが変わったのか、一体何の理由でそういうふうに今のような答弁ね。検討すると言うんだから。そういうふうに変わつてはね。私は、副町長を2人にするよりも、スタッフをもっともっと3人も4人も雇つたほうがいいと思いますよ。それはあなたの権限ですから、ただ参考のために言っているだけね。雇おうとしても副町長2人制にするとしても、どこかそういう経験のある奥尻、淡路そういうところから来てもらったほうがいい。県のほうとかね。地元は余り結構でないと思いますよ。それだけは言っておきます。

それから、人事のほうが出ましたので、この際伺いますが、再任用の関係、そういう方々にどんどん私は働いてもらったほうがいいと思いますがね。それで、再任用の条例給料などは決まっていますよね。それは幾らになっているのか。それから、ことし何人ぐらいそんな考えを持っているのか。何人退職して、何人ぐらい再任用を見込んでいるのか。今までの再任用の方々の動向、どういうふうに動いているのか。それについて、あんまりここで人事はね、施政方針だからね。笑われるかもしれません、それらをお伺いしたいと思います。

それから、25年度は復旧の最終年度、そして26年度は復興事業を本格的に展開していくんだと、そういうように上げております。そのような内容から、私は一昨日、3月11日、NHKスペシャル、見た人いると思いますよ。増田前岩手県知事とNHKのアナウンサー、そのときのあなたのね、あなたも出て、本当のことを言っているなと私は思いましたよ。やはりい

ろんなことがこれから困難がありましょう。本当のことを、そのとおりだなと思いましたよ。私はそのことについてちょっとお伺いしたいと。

まず、商店街づくり。商店が今なかなかばらばらになってきて、西地区にも散乱してきていると。それから、登米市にも店を開いてきていると。そのような中で大変なんだと。堤防をつくりましてそれに4メートルの土盛りをして、そこになりわいの場所をつくるんだと、そういうようなニュアンスの言葉を述べていたようですけれども、それらについての考え方ですね。もう一度ここで述べていただきたいと。私もそう思います。今までやっている商店がみんなやるというもんじやないんですから。それらをどういうふうに把握していくのか。これは伊里前の市街地も含めて、一体何軒ぐらいが店を開こうとしているのか。あなたの言うとおり、西地区に建てて、どこへどのように誰が一体店を開くのか、そんなことを調べたことがありますか。伊里前もそうですよ。8.7メートルの堤防を築いて、そして4メートル土盛りをして、そこに誰がどのように来るのか。そこら辺を把握しているのかどうか。これからなのかどうか。みんな心配しているんですから、かかわっている商店主の人たちはね。そして、高台移転ですか、今までのよう1階で店をやる、2階で寝泊まりをすると。京極食堂さんですか、テレビに映ったのはね。そういう内容のまちづくりは今度はできないんですから、その中で一体すぐ伊里前の市街地が本当にできるのかなと。相当の努力が必要ですよ、恐らく。大変です。私はそう思いますよ。そういうことも、そういう数字的なことも考えてのテレビ発言をしているのか、その辺を伺いをしたいなと。大体その2点ぐらいですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 2点のご質問で、1点目でございますが、ことし退職2人でございます。それで、再任用1人ということになります。ことしの退職分はですね。ええ、2人退職で1人が再任用に応じたということです。ご承知のように、前から言っているように、今七十数名の方々、応援部隊で入っていただいておりますので、できれば我々も何とか再任用でまた力をおかしいただきたいという思いは変わりはございませんので。

それから、給料の関係ですが、現在の給料の約7割と。（「金額でいうと」の声あり）部管職によって違うんだけれども、6級で31万9,000円、5級で29万3,200円、4級で27万7,800円ということになります。これが給料です。

それから、商店街ですね。この間、私お話ししましたように、町としてのいわゆる市街地形成ということについては、やはり海岸沿いには水産加工場、それから中心部には商業ゾーン

とかあるいは観光ゾーンという形の中で形成をしていきたいと考えてございます。しかしながら、残念ながらといいますか、仮設でしたら我々も喜ぶんですが、本設でそういった将来的に中心に想定をされている商店の店が、いわゆる中規模店といいますか、そういう方々が奥城のほうにどんどんつくってきているということになります。したがいまして、将来のまちづくりという観点から、中心商店街というものが果たしてどうなるんだろうというふうな危機感は持っていることは、この間私もお話ししたとおりでございます。

それから、今、阿部議員もおっしゃったように、震災前から商売やっている方々が全員再開するかということになると、これは非常に難しいというふうに思います。ある意味、震災前からなかなか商店の方々、郊外店舗等々が出てまいりまして大分経営を圧迫されてきたという現実がございますので、今回これだけの震災で建物も店舗もなくした方々がまた改めてそれでは再開をするかということになると、これはなかなか数的には難しいといいますか、少なくなるということはもうあり得る姿だというふうに思います。いずれにしましてもそういう形の中で我々として取り組んでいかなければなりませんが、ただ、今、伊里前の商店街の話が出てきましたけれども、伊里前の方々と町協の中を含めて、伊里前の商店の方々のご意見もいろいろいただいてございますので、その辺は詳しくは担当の課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いしたいと思います。（「副町長の関係」の声あり）

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 第1点目のご質問でございますが、それにつきましては変わったとかという、確かに変わったと言えば変わったと、別に私はこれから検証すると言っている話でございまして、やるということではございませんが、ただ、いずれこれまで2年間走り続けてまいりまして、基本的に大変な事業量をこなさざるを得ない、それから、来客も含めさまざま、そして仕事量がふえてきたということは、これは紛れもない事実でございますので、そういう部分に対応するためにはそういった体制ということも一つ今後検証する必要があるのかなと、そういう思いで答弁をさせていただきました。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 私どものほうで把握しているのは、商工会のほうで半年ちょっと前に意向調査をしたんだそうですが、再開したいという方は35%ぐらいなんだそうです。半数以上の方がまだどうするか決めていないと。再開したいという意向があつても、いろんな条件というか、先ほど議員がおっしゃいましたようにこれまでのやり方は店舗兼住宅だったものですから、だからそれで今度は住むところとなりわいの場所が違うとなると、これは

どうしたものかなというのが、確固とした意志でどうしても再開したいという方に関しては、先ほど申しました35%の中でも確固とした意志を示している方はごく少数だという、そういうような商工会からの報告を受けております。

今のお話が志津川も伊里前も同じ傾向でして、どちらも30数%。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） そのとおりだと思います。35%ね。これも、35%もどんなもんだかね。

またこれから動くんでしょうね。人口がなくなるんですからね。人口が今1万5,000ちょっとですね。人口がどんどん減った中で、店を開いても、しかも志津川の町も三角に、西、東、中央と、そういうふうになって、密集地がなくなってくる。その中で中心街に町長が言うように4メートル土盛りしてね。その4メートル土盛りしてそこに建てるという人、あるんでしようか。4メートルで安心してね。だから、それらも私は気にしますよ。例えば水産加工の方々とか、そういう工場関係ね、それらもどういうふうになっているのか、どういうふうにやろうとしているのか。そういう姿勢を示していただきたい。どのような町を描いているのか、どのような住環境をつくり出していくこうとしているのかですね。それらをやはり検討して、つくりました、誰も来ませんと。つくってもお客様が来ませんでは、これでは大変になりますので、やはりその辺はよく商店街の皆さんと密に連絡をとって進めていただきたいと。

それから、伊里前も同じ35%、35%ないから、あんたどこで聞いてきたの。えつ、あるの。私も正直そうなんだから。商工会にちょこちょこ行ってね、補助は何ももらえませんが、いろんなことを聞いています。その中で大変だなと。志津川も伊里前も大変ですよ。NHKスペシャルでは、町長聞いてたけれども、土地がないから、この南三陸、岩手、志津川、リアス式のそういう海岸が多くて土地がないんだと。大変だろうと。そして、まちづくりは女性、若い人たちを中心に進めていったほうがいいんじゃないのかというのを、増田前知事がそういう談話をしているんです。そのとおりだと思いますよ。今、70だの、60過ぎれば大体まずね、あとは、やっぱり本当の町をつくっていくこれからという人は30代ですよ。町長は何歳でもいい、選挙をとればいいんだから、何歳でもいいですけれども、やっぱりまちづくりはそういう方々のほうがね。女性、必要ですよ。そう思いませんか。その辺についてもう一度ですね。その辺のことをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ商店街といいますか商店の再編につきましては、基本的には、町

もそうですが商工会が頻繁に経営者の方々と連絡やりとりしていますので、その辺の連携をしっかりとりながらやっていただけるものと思いますし、我々もそういったご支援はさせていただきたいというふうに思います。

今、女性と若者というお話でございました。お話のとおりであります。私も60過ぎましたのであれなんですが、実際問題としていいなと思っているのは、実は今、20代、30代の若者の方々がグループをつくって、町の復興についていろいろ勉強し合っているグループがございますので、そういった方々が育っていっていただければ、これから南三陸町、将来に向けて頑張っていただけるものというふうに思いますので、大いにご期待をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 同僚議員何人かが、この町長の施政方針及び予算概要についてお伺いをしておりました。私も、2点ほど町長に施政方針、予算概要の中から大枠の中でお伺いをしたいと思います。

まず、復興目標の柱といたしまして、町長は、安心して暮らし続けられるまちづくり、それから自然と共生するまちづくり、3番目になりわいと賑わいの再生という目標を掲げております。私は、このなりわいと賑わいの再生の中から、一般質問でもお伺いをしました私どもの町の基幹産業であります第1次産業の中から農林業について町長にお伺いをいたします。

書き記してまいりましたので、読み上げたいと、このように思います。

3つのこの枠組みの推進施策に分け、新年度の目的を町長は説明をされました。この推進施策の中で、この町のなりわいとなる産業、農林業について改めて伺うものであります。

被災農地の土壤改良、支援事業活用により、基盤づくりとして震災により機能を失った圃場整備が進められております。しかしながら、以前にも増し、この被害農地による今後の耕作放棄地が大変懸念されるところであります。食料自給率も当町においてはまた低下をしたところであるかと、このように思いますが、遊休地の今年度最たる解消課題施策は何か、改めて伺います。

とともに、これは一般質問でもお伺いをしました林業であります。林業におきましては、私の質問を通して、その旨に町長に答えていただきましたが、町長は良質地場産材の活用、南三陸町の当町の樹木の評価を美林に値すると、このように林業の再生に当たって話し上手に答えられておりました。改めて、今年度、当町に林立するこの林業の活用策を具体施策とするこの農林業振興策の中で伺うものであります。

次に、2点目であります、1次産業から2次、3次と、そのなりわいに及んできたわけであります、6次産業化の推進体制について述べておられました。この中で次にお伺いする点は、観光業についてであります。

交流人口の拡大から活気あるまちづくりへの基盤づくりとして、観光での顧客の呼び戻しは最も課題であると思うわけであります。なりわいから成るにぎわいですが、4月よりまた宮城全域でのデスティネーションキャンペーンが展開されるということを説明の中でまた触れられておりました。昨日、産業振興課長を介しまして志津川・歌津地区におけるイベントの企画、田東山、払川ダム湖と、誘客の拡大とあわせて復興に向けた取り組みを答えておられました。両地区の意気込みから町のにぎわいの再生へと期待大なるものであります、そこでこの全産業を結集し、交流人口の拡大、また販路の拡大とされる今年度の観光の目玉とは何か、町長の思いというものをあわせて、なりわいと賑わいのまちづくりの中から以上の点を伺うものであります。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、遊休農地の対策についてどうなんだということでございますが、これは震災前から遊休農地の解消ということについては大変苦慮してきたという経緯がございます。ご案内のとおりなかなか遊休農地、あいている土地を集約するかということについても大変難しいことがございますし、それから、あわせて自分の土地を人にお貸しをするということがなかなかできないという、いわゆる地主の方々のさまざまな思いがございまして、そういう観点から遊休農地の解消ということについては大変難しいというふうに私は思ってございます。したがいまして、具体にどういうふうな形の中で進めるんだと言われても、率直に申し上げまして遊休農地解消に即効性のある施策ということについては大変難しいというふうに私は思ってございます。

それから、林業の活用策ということでございますが、ご案内のとおり、この間の一般質問でもお話をさせていただきましたが、今後どんどんそういった地場材の利用の促進が図られるということになってまいりますので、ある意味、公共施設含め、それから民間の建物、住宅も含めて、そういった需要策がどんどん出てくるというふうに思いますので、ただ、問題はそういった地場材を利用するためにはどう誘導するかということについては、ある意味非常に大きな課題だというふうに思いますが、その中にあります、町としてもしっかりとそういった誘導策についての財政的な支援策等々も含めてご用意させていただいておりますので、あとはそういったものをどう周知をしていくかということが非常に大事だらうというふうに

認識をいたしております。

それから、2点目でございますが、DCの関係のご質問でございますが、この間、課長もお話ししましたように、ことしのデスティネーションキャンペーンは、ある意味志津川地区で展開というのは非常に現状としては難しいだろうというふうに思ってございます。そういう意味においては、やはり当町の山のほうの中心的な観光地と言われる田東山、これを、ちょうど時期が4月から6月までの3カ月間ということでございますので、ある意味そういった田東山のツツジを活用した形の中でのデスティネーションキャンペーンの展開をしていきたいと。特に時期が、田東山がありまして、徳仙丈山があって、そしてそれから室根にもツツジがございますので、そういった時期が、ちょうど咲く時期も変わってまいりますので、そういういたところを回っていただくということも一つの手だというふうに思います。それからもう一つは、伊里前のしろうおまつり、これもDCの中で取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、ある意味、歌津地域の持っている素材を今回は売り出していきたいと。そしてそこに人を誘導したいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） まず、1点目の遊休地の活用であります、以前にも質問をした経緯があります。今、観光を兼ねて交流人口の拡大等も2点目に触れたわけでありますが、この観光に当たっての定住型、滞在型と以前も質問した経緯がありますが、この方々への遊休地の活用というものができないものかどうかというものを考えたわけであります。この点もう一度、町長どのように思われるか、大枠でお答えを……、もう一度言いますね。観光に当たっても2点目でも質問をしましたが、前後しますが、この遊休地の活用に当たって、定住型あるいは滞在型へと波及するような遊休地の活用ができるものではないかと町長の施政方針及び予算概要の中で感ずるところがありました。この点をどのようにお考えか。

それから、林業でありますが、林業の再活用は町長がお答えをしたとおりであります。この林業に当たっては、町長が美林という形容をいたしましたが、多分にしまして地場産材の活用といいますと美林、いわゆる当町の杉であると、このように私は受けとめております。しかしながら、当町には昨日もいろいろと病害虫による松等の病害虫の対処ですか、質問された同僚議員に答えられておりましたが、杉のほかにヒノキあるいはかなり誇れる松等が古木があるわけであります。これらの樹種の活用がこの施政方針で説明された中には見えるものではありませんでした。改めて、この地場産材の活用として、杉ばかりではないそれらの樹種の活用をお伺いしたわけであります。

それで、観光に当たりましては、これも以前お伺いをした経緯がございますが、田東山を中心にしての観光の取り組みを答えられました。それで、田東山を中心として、かなりの夢物語と言われるかもしれません、田東山で海のものを売ると、そのようなイベント等も大事ではないかと。そして、仮設商店街、今大変苦労されながらも商店をなりわいとしている方々が頑張っておられます。この商店で山のものを売るというような、そのような発想も大切ではないかと。この25年度の新年度予算編成の中で、この2点を改めてお伺いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 定住型のと先ほどお話しになりましたけれども、多分一つの例として丸森のクラインガルテンというのかな、ああいう使い方ということも一つの方向性だというふうに思います。それにしても、いずれ地主の方々の理解といいますかご協力がないとなかなか前に進まないことでございます。ただ、いずれそういった先進事例といいますか、そういった遊休農地をどうするかということについての取り組み等が各地で何点か散見することができるので、ある意味そういうことが現実として当町で展開するときに、可能かどうかは別として、そういう研究はすべきだろなというふうに思ってございます。

それから、2点目の杉、ヒノキ、松というお話が出ましたけれども、地元産材なものですから、杉と限定しているわけでございませんので、そこはヒノキであれ松であれ、当町の地元産の材木、これを使いをいただくということについては全然問題ないというふうに思いましたし、そういうふうなPR等も含めてやっていきたいというふうに思います。

それから、3点目ですが、実は震災前になぜしろうおまつりをやったかというのは、田東山の山のにぎわい、おいでになる方々をどうやって商店街に誘導するかということで、せっかく田東山に来た方々がまっすぐそのままお帰りになるということは非常にもったいないと。何とか誘導できないかということで、そこでいろいろ考えて出してきたのがしろうおまつりでした。残念ながら1年目、2年目、1年目が特にそうかな、雨で大変だったんです。ですから、田東山にも登らないで、しろうおまつりにちょっと来てお帰りになったという方々がいらっしゃるんです。外でのイベントはどうしても天気に左右されるというのがございますが、いずれそういうふうな取り組み、海とそれから山と、そういうふうな展開をこれまでもやってまいりましたので、今回の田東山のつつじまつりの際にDCでの取り組みということについては、今お話がありましたように、やっぱり海のものも上のほうで売らせていただくとか、そういうふうな交流をしっかりとしながら、多くの方々を取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） なりわいとにぎわいの再生ということで2点ほどお伺いをいたしました。

この後には予算審査等がございまして、その中で事細かく気になる点をお伺いしてまいりたいと思います。とりあえず、私が申し上げました農林業の振興策あるいはそれに及ぶ観光の顧客拡大策等、町長に答えていただきましたが、どんたくという言葉がございます。博多ですね。そのどんたくをここに引き合いに出すのは何ですが、あるミュージシャンの歌に七日に一度はお祭りというような、そんな町を練り歩けるような活気のあるまちづくりに、これらを通して、町長の施政方針に当たって私は大いなる期待をして、私の2点の質問を終わることといたします。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 元気を出してやらないと。総括的質疑を私も二、三伺わせていただきたいと思います。

私は、道路族でもないし、水族でもありません。水族とは水産業に使われる言葉でございますけれども、私の水族は水道に関してでございます。まずもって3ページに、ライフラインの中で町長は、上水道事業については平井田地区などの災害復旧事業を進めておりますと、こういうふうにうたってあるんですけども、この水に関しては、生まれたときから死ぬまで必要なんですよ。死に水とるのも最後の生きていた人の慰めなんです、死んだ人に対して。そういう意味合いで、何回も繰り返すようだけれども、水がいかに大切かということを私は述べておきたいと思います。そういう質問をしたいと思います。

まずもって、この平井田地区はどういうふうな復旧をなされているかということなんですけれども、そういうことも含めて、確かにあそこの水も震災当時は避難所への川からくみ上げていっていた姿を私は何度も……、平井田、石泉だから平井田だね、平井田というのはどっちのほうだっけ。志津川ね。平井田、こっちですか、そうすると間違っているかな。それはそれとしていいでしょう。そういうようなことなので、先ほどはつまり伏流水が全地域に行き渡るような水源地でないと、ちょっと水道事業の経営上うまくないみたいなお話でありますけれども、私は、再度申しますけれども、危険分散ということからすれば高台につくるのもよい、そこには伏流水はなるほどないかもしれませんよ。それは川を流れる、そういうのを何て言うんでしょうか、蒸留水というかね、蒸留水でない、蒸留水とは菌をなくす蒸留水ではないからね、そういう河川を食いとめて、つまりそういう水源施設をつくるのも一つの方法じゃないかなというお伺いでございます。そういうことで、ぜひこれは将来に向

ての水源確保ということからすれば大切なことだろうと思います。と申しますのは、例えば仙台市内に給水・送水するのは釜房ダムからやっているはずでございますから、うちのほうでは払川ダムもつくったんだけれども、あるいは払川ダムはどういうふうな活用をするのかというようなことからすれば、その辺を考え合わせて、清水に引っ張ってくるとか、しづしづとやっぱりやる必要性があるんじゃないかなというふうに思います。

水の供給については、とにかく生まれてから産湯を使わせているときから死に水をとるまで、水というのは命をつなぐ水なんですよ。命をつないでいく水でございますから、町長は、今度は命の道に入るんだけれども、まずそういうことで、ぜひこの水の確保についてもやっていただきたいなと、そんなふうに思います。第1問はそういうことをどういうふうに将来に向かって考えているか、伺うものでございます。

それから、さらには道路の問題でございますけれども、道路は5ページですか、三陸縦貫道路から三陸道路のことについて方針で述べられておりますけれども、繰り返しになるようございますけれども、今回は少し398から、あるいは45号線から、さらに町の道路としてどういう考え方方がいいのかということを質問してみたいと思います。

それは、高台移転して新しい町をつくるから、高台移転にふさわしい新しい道路がどうのかなということの質問でございます。それは、つまりは集落をつなぐ道路であったらばどうのかなということのお伺いでございます。戸倉は折立から始まって在郷に抜ける、在郷から波伝谷を通って寺浜までどういうふうに貫いていったらいいかということの、それは集落をつなぐ道だということで、戸倉道路、志津川道路、伊里前道路といったようなことでどうなのですかということでございます。

それから、もう一つは、避難道ということでお伺いしてみたいと思いますが、避難道ということをどういうふうに受けとめておられるかと申しますと、45号線、398号線を土盛り、かさ上げして、その上に道路をつくるということでございますけれども、そういうことでなくて、私が今まで述べてきたのは、避難道路とは、例えば車の渋滞で多くの人が逃げそびれて犠牲になったというのが3・11の津波の襲来でおわかりだと思うんです。私も現実に合庁の2階で見ていましたから。だから、そういうようなことからすれば、避難道というのをどこにつけたらいいかということなんですよ。例えばアリーナに上がるときに東山の周辺に1本、あるいは丸平のあたりに1本、現在ある道路を拡幅してあの当時からできたんじゃないかなというふうな思いがするんですよ。地震があるたび、どこさ逃げたらいいべやと運転している。まだまだ余震がありますからね。これはやっぱり地震列島日本ですから、いつ地震が起きて

も津波が来ても不思議でない、そういう宿命になっているようでございますから、そういうことを避難道をどうして新たにつくれなかつたのか、あるいはつくつていこうとするのか、その辺、道路についてはまずもってお伺いしておきます。

それから、横断1号線、こいつなにだろうね？入谷とは書かれていなければ、入谷のことだべよね、横断1号線というのは。あの道路も活躍しました。震災対策本部へ通うときに、私も山形の庄内の職員を送るときに、入谷の避難所で職員がここをこう通つていけばいいですよと言つたって、山形から来て入谷の中の町から学校からさらに林際に抜けて天神に抜けて秋目川に抜けて大沢通つてということ、その道路も狭いなんていうものでなくて、ちょっと幅寄せしておくと数分待たなくてはいけない、あるいは数十分待たなくてはいけない状態でした。それでも、山形の職員を私、事実送つておりますから、そういうようなところを避難道としても必要だろうと。そして、その道路はどういうのに役立つたかというと、小学校、中学校へ上がる避難所へ通ずる道路だったんですよね。物資を運ぶ、水を運ぶ、そういうこともやつた道路なんですよ。そういう避難道が必要ではないのかということですよ、私が今までずっと避難道をどうするんだということを質問してきたのは。今回もそういうことで、避難道ということで質問をしておきたいと思います。

さらに、前者が申し上げておりますけれども、私も農業を営んでいた者でありますし、地域は農業で生活を立てていることでございますから、その産業振興の中で農林業の部門だけちょっとお伺いしておきたいと思います。

遊休農地対策、先ほど前者にも申し上げましたけれども、遊休農地対策あるいは集約化を図るということも容易でない話でございます。そのとおりでございます。でありますけれども、一片その策がないかということからすれば、こういうものを昨日の質問で申し上げました優良田園住宅制度などが生かせないかということを言つたら、まず、そういうことは初めて聞く話だというようなご答弁でございましたけれども、これは負担割合もあるんですけれども、町長知つてはいるかもしれないね、こいつは。町長何でも知つてはいるから。負担割合も2分の1とかあるんですけども、それは農地つきの住宅造成をする場合にその制度が使えるという制度ですよ。つまり遊休農地とか耕作放棄地、そういうところを税が納めやすいようにするために、やはりやるべきだと思うんです。この制度を活用できるか、あるいはこういう制度があるかないか、この辺も確認しておきたいと思うんですけども、もしこういうものがあつたらば、ぜひそういうふうな形で、遊休農地の対策として即効施策は難しい、あるいは集約化も大変だという先ほどの前者の質問でございますから、そういうことのないように

お願いできないかなと。この辺をもし考えておられるならば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目の水族の関係ですが、前からお話ししていますように、基本的にその水源の問題は役場の水道事業所だけがやっているわけではなくて、いわゆる水源を探査するコンサルを含めて、専門業者にお入りをいただいてそういった水源調査をこれまでやつてきたわけでございまして、そういう観点から、なかなか入谷地域において有効な水源を確保できないということが専門家のご意見でございまして、ですから、我々とすれば水道事業所が勝手に挑戦もしない、チャレンジもしないでただだめだだめだと言っているのではなくて、そういう専門の方々にお入りいただきて、なかなか入谷地域で水源を見つけることができないというそれを受け、我々は今、これまでもずっと鈴木議員には答弁をさせていただいているわけでございまして、これ以上ということになりますと、もう技術的な範疇で、私の答弁なかなか難しいというふうに思います。いずれ、そういったことが可能なのかどうかについては、改めて水道事業所の所長のほうに、いわゆるいざというときのインフラの水道の部分の確保の部分についてどうなんだということについては、今度はさまざまな角度からといいますか、今までもやってきたそうですが、そういうことも検討はさせていただきたいというふうに思いますが、いずれにしましても、水は高みから下に来るわけでございますので、どうしてもそういった高台に水源を見つけるということについてはなかなか難しいというお話はお聞きをいたしてございます。

それから、2点目の高台移転をつなぐ道路、集落をつなぐ道路というのは、これは私も再三これまでご質問をいただきまして、復興計画の中でそういった道路をつくっていきますと。いわゆる高台移転の場所、その場所をつなぐ道路をつくりますというお話をこれまで再三お話ししておりますので、それはやりますということと、それとあわせて、集落をつなぐ道路と。これも当然必要なわけでございますので、そういう整備も行っていきたいというふうに考えてございます。

それから、避難道、確かに避難をするという道という意味と、それから、あるいは迂回路として使うという意味もございますので、そういうような避難道も含めて、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、道路網の整備計画、新年度になってそれをつくりたいというふうにお話をしてございます。そういう中で、町道も含めて町内の道路網どうあるべきかということについて、今後その辺の計画を策定していきたいというふうに思いますので、当然、この間、未来道の関係でご質問もありまして、そういった場所も含めて検討していきた

いというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思ってございます。

それから、横断1号線と書いてあるのは、まさしく鈴木議員がこれまでずっとお話しをいただいてまいりました横断1号線そのものでございます。前にもお話ししましたように、ちょっと図面等含めて流失をいたしましたので、改めてそういった資料をつくると、そういうふうな形の中で整備を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、農地つき住宅、資料ございまして、優良田園住宅ということで制度がございます。敷地面積が90町以上ということでございまして、農水省と国交省がつくった制度だということございまして、これも一つの鈴木議員からのご提案というふうなことで受けとめさせていただきたいと思いますが、ある意味、Uターンとかそういう方々がゆったりと田舎の土地で田んぼ、畑をいじりながら生活を送ると、そういう意味においての一つの制度だというふうに認識をいたしてございます。いずれこれも、その辺はこれからどういうふうな形になるかということも含めて、いろいろ検討させていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 水のことも含めてなんですかと、何でいいですか、全国一律の方式を当てはめるということは、そもそもどうなのかなというようなことなんです。なぜかというと、その地域に住む人たちがいかに生活を優先してもらいたいか、あるいは水資源にたけている人もいると思うんですけれども、そういう地域優先というような形は、道路にしろ、あるいは水にしろ、大変これ重要なことでないかなと。つまりこれから対策のポイントとしてやっぱり考える必要性があるんじゃないかなと、そんなふうに思います。その横断1号線を含めた道路のことについては、ぜひそういう方向で取り組んでいただきたいなというふうに思います。

さらには農業の優良田園住宅制度、これは松島とか柴田で取り組んでおりますから、そういうことをやはり地方に幾らでも人を呼び込む、あるいは耕作放棄地、遊休農地、そういうものが活用されるような方法を考えた場合には、これは必ず必要なんだと。その集約して、あるいは田園整備をして田畠を整備をして作物をつくってということは容易でないとするならば、こういう方法もあるんだということをご認識いただきて、ぜひこういうことは取り組んでいただきたいなと、そんなふうに思うものですから、その辺を再度、もしお答えいただけるなら必要だと思いますし、それから、なぜそういうことが必要かと申しますと、今回の復興支援あるいは被災者支援、そういうものは入谷地域でもあったし荒町でも荒町の人た

ちは多分そういうふうに思っておりますから、そういうところにもこういう制度の伺いをたててみる、相談してみる、そういったことが必要だと。それはその地域の人たちを今後も支援していただくために、その地域にも支援していただきたいなと。被災者等々を支援する、復興支援するためには、その取り残されたところの人たちもやはり復興支援していただきたいなというような思いから、こういう質問を総括的にまずやらせていただいておるわけなんですけれども、その辺についてどうお考えですか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、議員からもほかの自治体で何件かそういう取り組みをしているというお話でございますので、こういうのをちゃんとPRといいますか、その辺の情報をどう流すか、この住宅のパターンについても何かいろいろなパターンがあるようでございまして、そういうふうな詳細な情報を流させていただいて、あとは問題は土地をどうお借りするかという問題、これはずっとつきまとう問題ですので、その問題、課題をクリアしないと、こちらで幾ら制度がこうだぞと言っても、土地のご協力をいただかないと進まない話でございますので、そこは一つご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 大変立派な施政方針であります。立派というのは、文言が立派ということを言いたいわけであります。問題は、この文言を着実に進めるための努力が大事であるというふうに思います。本来であれば、ことは11月の任期満了、町長選ですね、町長の改選期でありますから、暫定予算といいますか、そういった予算編成になるのかなと思っておったんですが、年間予算というような形になっております。それはやはり25年度も復興事業が主たる予算で占められているわけでありますから、この25年度事業、復興事業ですから、どなたが町長でもやらなければならない、やる、やれる事業ばかりであります。

それで、いっぱいあるんですが、細かいことは申しません。今、入谷の横断1号線のお話が出来ました。4年前、町長選挙、お二人の方が立候補なされまして、皆さんもご存じかと思うんですが、落選した方、現職でない方、あの方が町長になるとあの横断1号線はなかなか整備になりませんよというようなお話が聞こえたわけです。でありますから、現在の佐藤 仁町長が誕生した暁にはすぐさま横断1号線着手するのかなという思いでおったんですが、なかなか着手しない。族議員ではないですけれども、その地区の議員さん方、一生懸命いつやるんだと、こういう質問が再三にわたってあったわけです。私も、いやあ、いつまでやるんだろうな、任期も近づいているのになと思ったやさきに、ここに出てきたと。これはまた改

選期に向けての施政方針なのかなと思わざるを得ない。それで、これを見ますと取り組んでいくというようなお話ですが、25年度中にこの横断1号線はどの程度やられるお考えなのかですね。

それから、最後の文言なんですけれども、四文字熟語というんですか、なかなかわかりづらいというか、精励恪勤に推進してまいる所存、この精励というのは辞書を見ますと精を出して努め励むこと。わざわざこういう言葉を入れなくても、当たり前のことではないんでしょうね、町長としての仕事は。なぜわざわざこういうお話を出したのか。

それから、昨年は復興元年、ことしは生活再建・住宅再建元年、来年どのような文言になるんですかね。去年が復興元年、ことしは復興2年、こう行くのかなと思っていたら、今度新たな文言。よくも考えて出すものだなと思って見ているんですが、全く復興が進んでいない。進んでいないのに、また新たなやり方、これはもう進んでいかなきやなりませんから仕方のないことですが、やはり再建するのも当たり前、事業費にのっているんですから。復興交付金で来ているんですからやれるわけです。しかしながら、復旧・復興にもまだまだ力を入れなければならないということもやはり理解して進めていっていただきたいというふうに思うのであります。その辺の考え方ですね。

それから、赤線引いたのはいっぱいあるんですけども、そんなところでまずもって。あとは予算で聞きたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、横断1号線のご質問でございますが、議員さん方もご承知だと思いますが、3年ほど前、震災前になりますが、交付金事業で横断1号線の整備をするということで議員の皆さん方にはお話をしていた経緯がございまして、先ほど言いましたように、残念ながら、その当時その交付金事業で整備をするというときの資料そのものが流失をしてしまったということでございますので、改めて、横断1号線の整備ということについては從来から特に入谷地域の皆さん方、それから入谷の地域の議員の皆さん方、大変思い入れの強い道路でございましたので、それを改めてこれをスタートしようということでございますので、その辺はひとつご理解をいただきたいというふうに思います。（「どの程度やるの」の声あり）

どの程度やるかというご質問でございますが、それは担当課長から説明をさせていただきたいと思います。（「町長の考えが聞きたいの」の声あり）

本年度採択に向けたいわゆる資料をつくっていかないと、段取りを踏んでいくということに

なりますので、そういう分野で進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、思いについては、誠心誠意この25年度予算をしっかりと執行しながら復興に向けて頑張っていきたいということでございますので、ひとつご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって総括的質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明14日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明14日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時49分 延会